

# 粕屋町文化芸術推進基本計画



令和2年3月

粕屋町教育委員会

## はじめに



「令和」の時代が始まりました。「令和」の典拠となった約千三百年前の万葉・奈良時代、古都大宰府で梅花の宴を催した大伴旅人が詠んだ「初春の令月にして、気淑く風和らぎ」に由来し、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」の意味が新しい年号に込められています。

古代から交通の要衝であった粕屋町にも大伴旅人にゆかりを持つ「草枕 旅行く君を愛しみ 副いてぞ来し 志珂の濱辺を」の万葉歌が残されており、地域に根差した伝統文化や芸術も脈々と受け継がれ続けてきました。

このような歴史的な背景を持つ当町も、昭和から令和の中で急速に発展を続け、グローバル化や ICT を駆使した社会へと変容してきています。

しかし、文化芸術活動は、このように多様化する社会であっても、住民の豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む力と新たな質の高い経済活動を実現する力があり、あらゆる分野において文化芸術と密接に連携しながら、総合的なまちづくりを推進していかなければなりません。

このような文化芸術の多様な価値を活かし、未来へと継承していく町独自の文化推進方策を諮っていくため、有識者と公募による町民の方々に構成された「粕屋町文化芸術推進基本計画策定委員会」で討議していただき、パブリックコメントの手続きを経ながら、町では初めてとなる「粕屋町文化芸術推進基本計画」の策定を行いました。

この計画では、「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまちかすや」を基本理念に掲げると共に、6つの基本施策を通して、今後10年間の長期的な視点で具体的に文化芸術活動を推進してまいります。

この計画によって、文化芸術が「故郷<sup>ふるさと</sup>かすや」の魅力を大いに輝かせ、未来を担う世代の皆様へと受け継いでいかれることを願っております。

最後になりますが、計画の策定に際してご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に深甚なる感謝の意を表します。

令和2年(2020年)3月

粕屋町長 箱田 彰

# 目次

---

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 本計画における文化芸術の範囲	2
第2章 国の動向と粕屋町の動向	3
1. 国の動向	3
2. 粕屋町の動向	3
第3章 現状と課題	4
1. 人口の推移	4
2. 文化芸術における特性	5
3. アンケート調査からみる現状・課題	23
4. ヒアリング調査などからみる現状・課題	32
5. 課題のまとめ	33
第4章 基本方針	34
1. 基本理念	34
2. 全体体系図	35
第5章 基本施策	36
1. 子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち	36
2. 文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち	38
3. 文化芸術の次代を担う人材の育成	40
4. 次世代まで守り、伝え活用する文化財	42
5. 誰もが文化芸術に親しめる環境づくり	43
6. 文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり	44
第6章 役割分担と推進体制	45
資料編	46
1. 文化芸術基本法	46
2. 策定経過	53

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

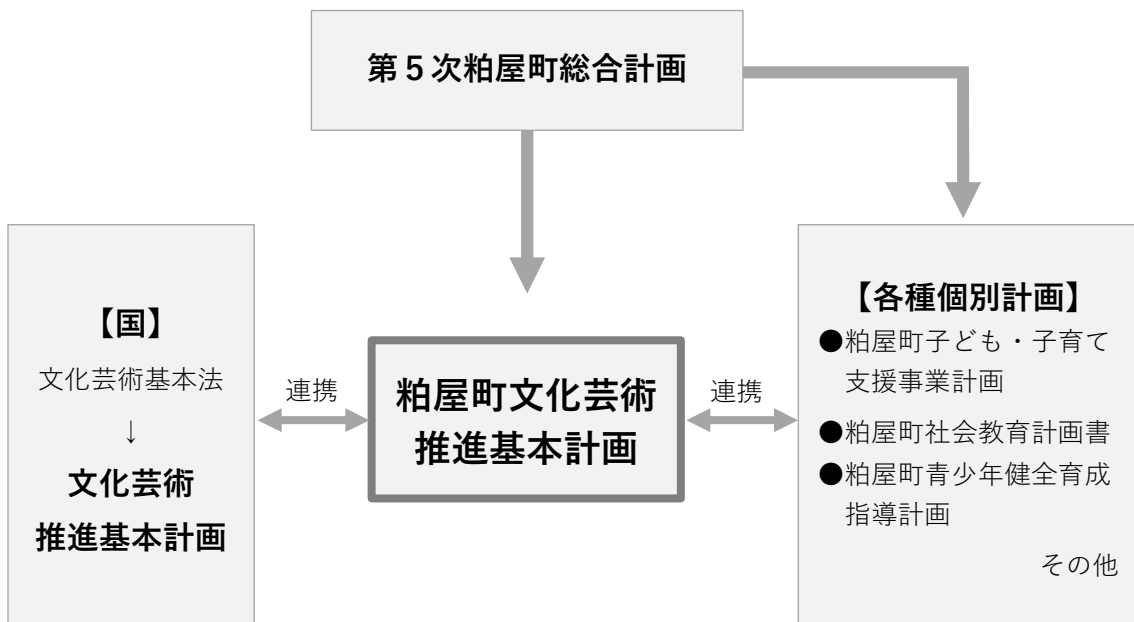
文化芸術は、人の心を豊かにします。昨今、多発している自然災害時においても、文化芸術の役割は重要視され、多くの人々の心を救っています。

また、本国においては、平成29（2017）年6月に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が公布、施行されました。背景には、少子高齢化・グローバル化など社会状況の著しい変化の中、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになること等があげられます。

このことから、粕屋町においても、地域の特性に応じた「文化芸術推進基本計画」を策定、推進していきます。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第5次粕屋町総合計画」を上位計画とし、国の「文化芸術推進基本計画」が示す方向性を踏まえ、粕屋町の各種関連個別計画と相互に連携を図りながら推進するものです。



### 3. 計画の期間

文化芸術の推進には、成果が現れるまでに長い期間を要することから、本計画は、計画期間を令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とし、中長期的な方針を明記し、5年での中間見直しも行います。

### 4. 本計画における文化芸術の範囲

文化芸術は、多岐にわたる分野と関わりを持っています。人間の生活を営むうえで、誰しもが関わり、触れ合っていくものです。

本計画で取り上げる「文化芸術の範囲」を、下表のとおり定め、これらを中心として粕屋町の文化芸術を推進します。

<b>芸術</b>	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
<b>メディア芸術</b>	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
<b>伝統芸能</b>	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
<b>芸能</b>	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
<b>生活文化、国民娯楽及び出版物等</b>	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他）、国民娯楽（囲碁、将棋その他）、出版物及びレコード等
<b>文化財</b>	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
<b>地域における文化芸術</b>	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※「文化芸術基本法」（平成29（2017）年6月23日公布）に例示されている“文化芸術”を基本としています。



## 第2章 国の動向と粕屋町の動向

---

### 1. 国の動向

「文化芸術基本法」（平成29（2017）年6月23日公布）では、旧法「文化芸術振興基本法」（平成13（2001）年12月17日公布）に定められていた文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされています。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定されています。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追記されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。

また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障がい者の創造的活動等への支援等も明記されています。

地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画についても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して策定することなどが法律上努力義務として明記されています。

### 2. 粕屋町の動向

粕屋町では、これまで文化芸術に関わる計画が存在しない状況でした。

粕屋町の人口は、隣接する福岡市の影響もあり、増加傾向にあります。少子高齢化社会の日本において、人口が増加傾向にある市町村は希少です。子どもが増加傾向にある本町だからこそ、文化芸術により力を入れて取り組み、子どもの成長に良い環境づくりや郷土愛の醸成を推し進めていく事が重要です。

また、粕屋町では、多くの遺跡が発掘されており、先人たちが残した文化が発見されている町でもあります。

これらのことから、平成29（2017）年6月1日に「粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会設置要綱」が施行され、本計画を策定し、推進する運びとなりました。

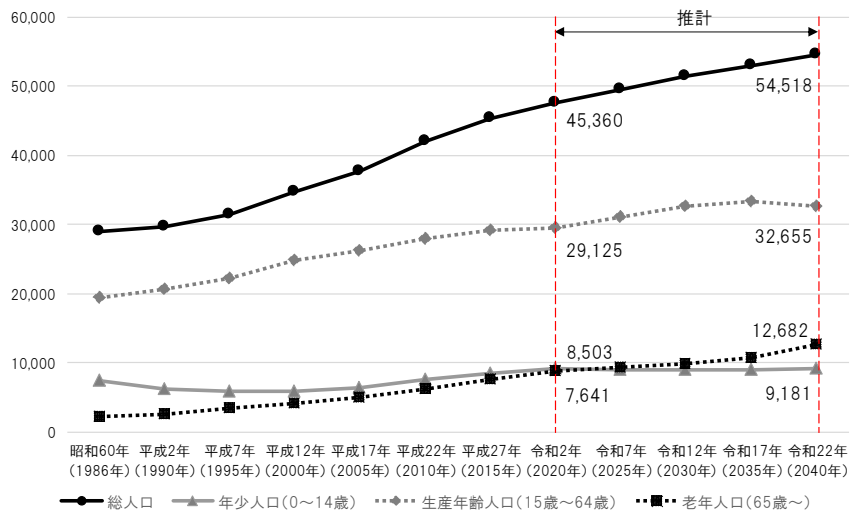
「時代を超えて変わらない価値のあるもの」と「時代と共に変えていく必要のあるもの」、すなわち「不易と流行」を考慮しながら、本計画を推進していきます。

# 第3章 現状と課題

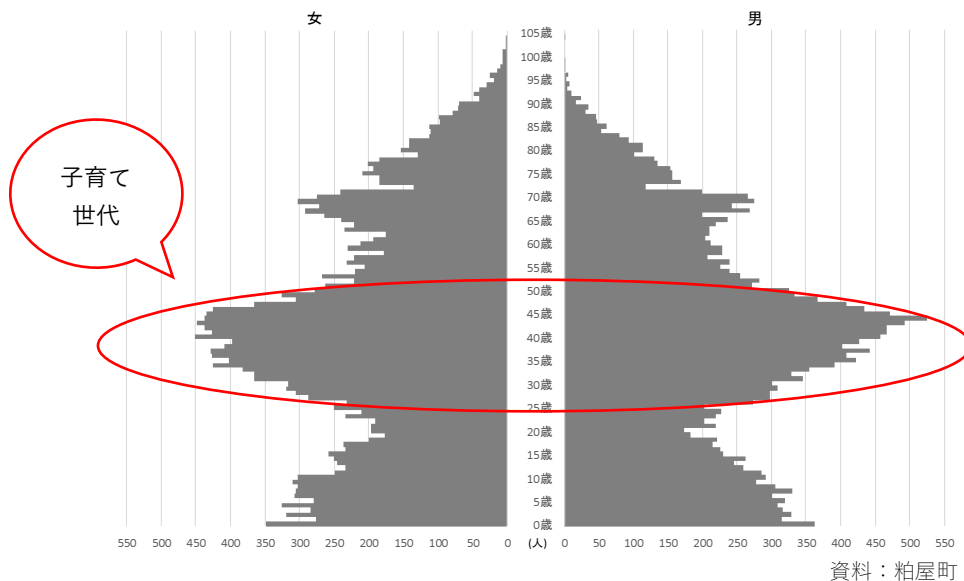
## 1. 人口の推移

全国的に少子高齢化が問題となっていますが、粕屋町の平成 27 (2015) 年から令和 22 (2040) 年の推計をみてみると増加傾向にあり、全国でも稀な傾向となっています。年齢区分別にみると、年少人口が平成 27 (2015) 年～令和 2 (2020) 年の間に増加し、その後減少傾向にあります。生産年齢人口は、平成 27 (2015) 年～令和 17 (2035) 年の間は増加していますが、令和 17 (2035) 年～令和 22 (2040) 年は減少傾向にあります。老年人口は全国の傾向と同じように増加傾向にあります。

また、人口ピラミッドをみてみると、子育て世代の 30～50 代の人口が多く、それに伴い子どもの数も多くなっています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



資料：粕屋町

## 2. 文化芸術における特性

### (1) 文化施設

粕屋フォーラムやサンレイクかすやなど文化活動を行う施設は、充実していることがわかります。

#### ■文化施設一覧（平成 31（2019）年 3 月現在）

施設名			
1	サンレイクかすや（粕屋町立生涯学習センター）	16	朝日区公民館
2	粕屋フォーラム（粕屋町立図書館）	17	長戸区公民館
3	粕屋フォーラム（粕屋町立歴史資料館）	18	多の津区公民館
4	ハーモニーホール原町	19	サンライフ区公民館
5	ハーモニーホール伊賀	20	酒殿区公民館
6	大隈区公民館	21	甲仲原区公民館
7	上大隈公民会館	22	駕輿丁区公民館
8	江辻区公民館	23	花ヶ浦区公民館
9	戸原区公民館	24	乙仲原東区公民館
10	長者原上区公民館	25	乙仲原西区公民館
11	長者原中区公民館	26	若宮区公民館
12	長者原下区公民館	27	原町区公民館
13	内橋一区公民館	28	阿恵区公民館
14	内橋二区公民館	29	柚須文化センター
15	内橋三区公民館		

資料：粕屋町



サンレイクかすや



粕屋フォーラム



ハーモニーホール原町



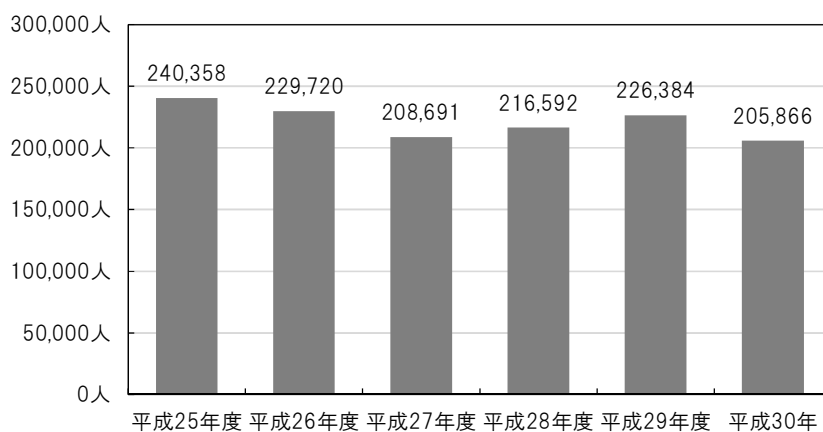
ハーモニーホール伊賀



### ①サンレイクかすや（粕屋町立生涯学習センター）

総来場者数の推移は、平成 27（2015）年度まで減少傾向でしたが、平成 28（2016）年度、平成 29（2017）年度は増加しました。しかし、再び平成 30（2018）年度には減少しています。利用者数・平均稼働率をみてみると、利用者数では平成 29（2017）年度までは多目的ホールが最も多く、平成 30（2018）年度はさくらホールが最も多くなっています。さくらホール利用者内訳をみると、平成 25（2013）年度では個人・サークルが最も多く、平成 26（2014）年度～平成 28（2016）年度では、企業・団体、平成 29（2017）年度と平成 30（2018）年度は町・行政が最も多くなっています。多目的ホール利用者内訳は、企業・団体が最も多くなっています。さくらホール利用内訳は、平成 26（2014）年度以降音楽が最も多く、多目的ホール利用内訳は、どの年度も講演が最も多く、次いでダンスとなっています。

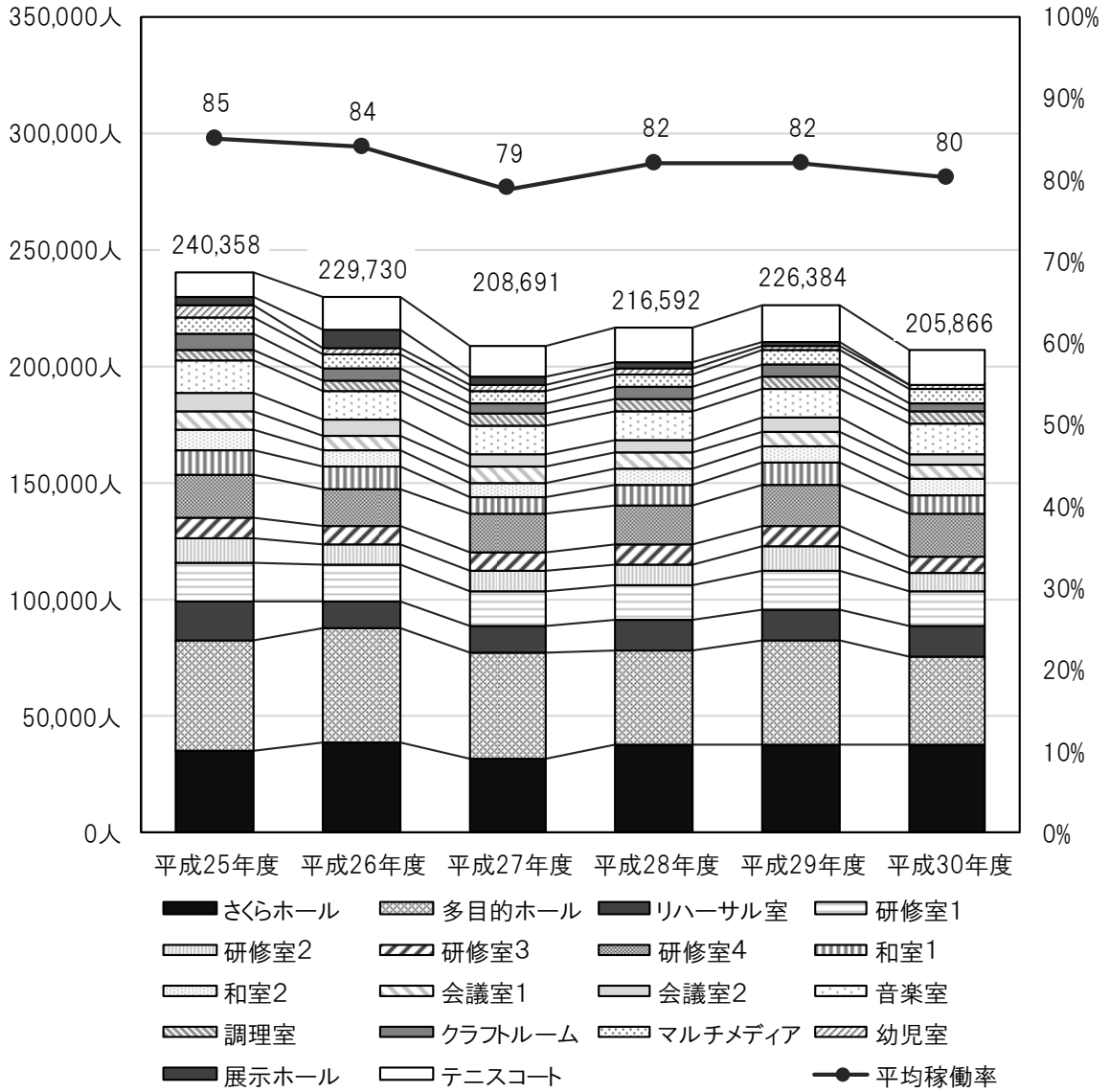
#### ■総来場者数の推移



資料：粕屋町 社会教育課

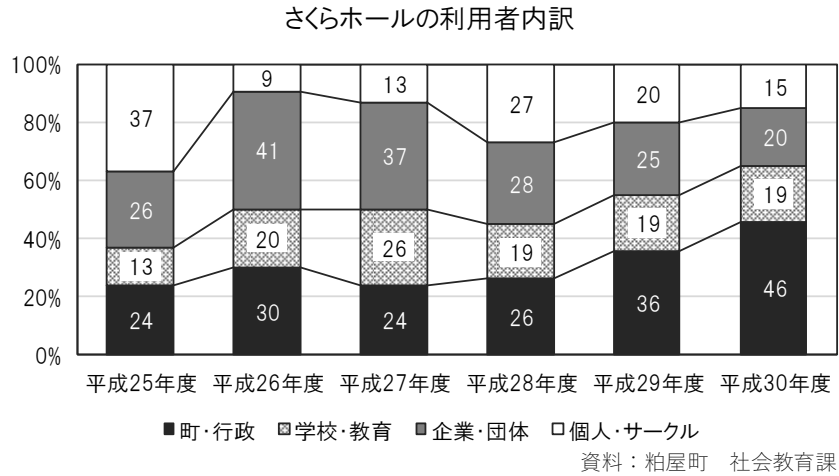


■利用者数・平均稼働率

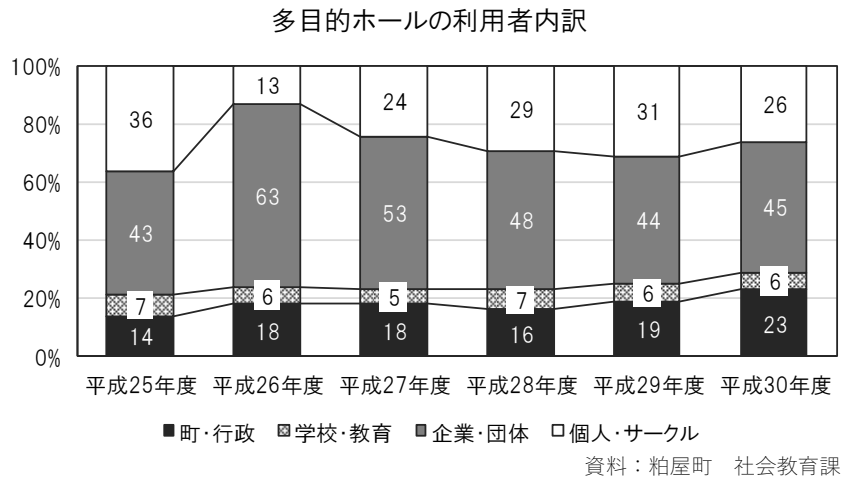


資料：粕屋町 社会教育課

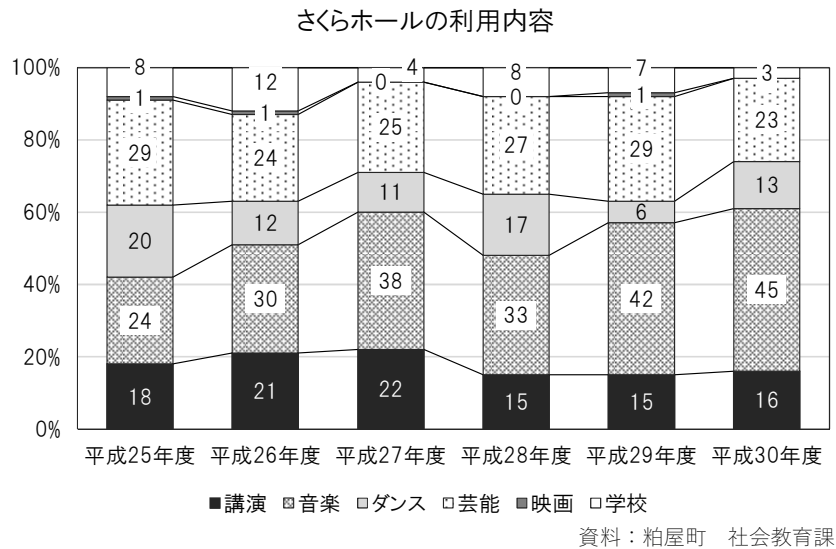
■ さくらホール利用者内訳



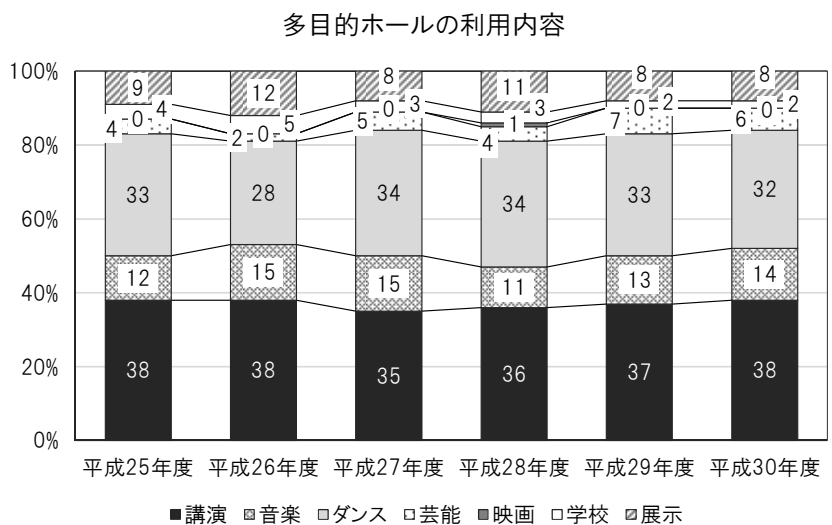
■ 多目的ホール利用者内訳



■ さくらホール利用内訳



■多目的ホール利用内訳

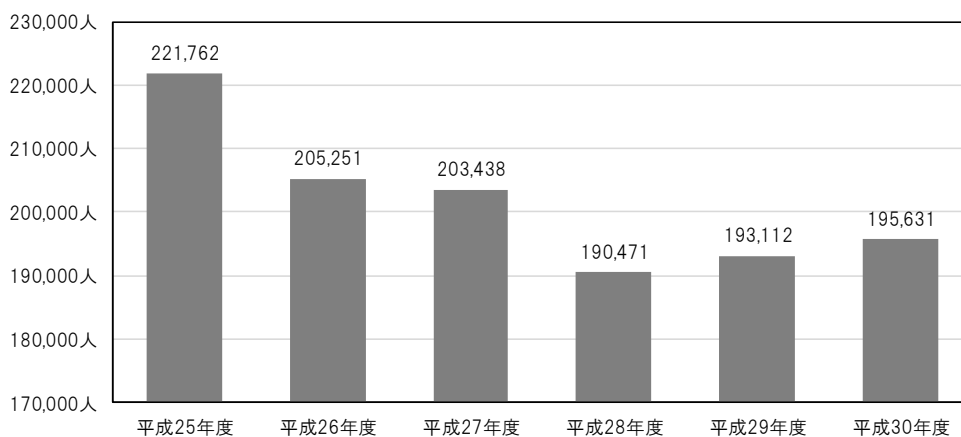


資料：粕屋町 社会教育課

②粕屋フォーラム（粕屋町立図書館）

入館者数をみると、平成 25(2013)年度以降減少傾向にありましたが、平成 28(2016)年度以降は増加傾向にあることがわかります。貸出人数、貸出冊数、登録者数は、年々減少傾向にある反面、蔵書冊数は年々増加しており、1人当たりの年平均貸出冊数においても増加の傾向にあります。また、月平均貸出人数をみると、8月、7月、3月の順に多いことがわかります。

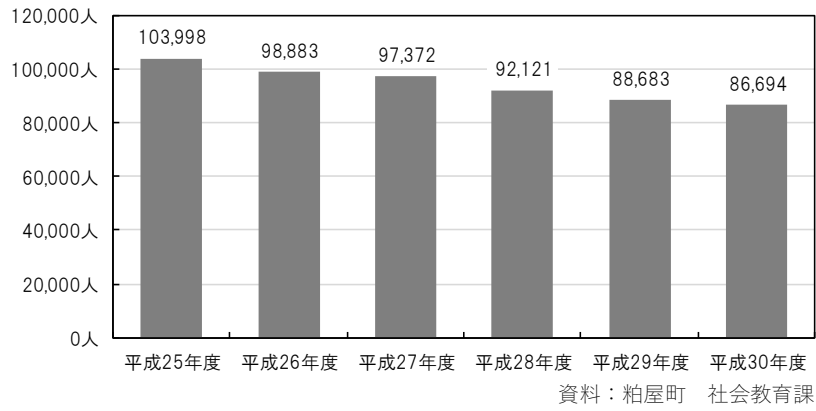
■入館者数



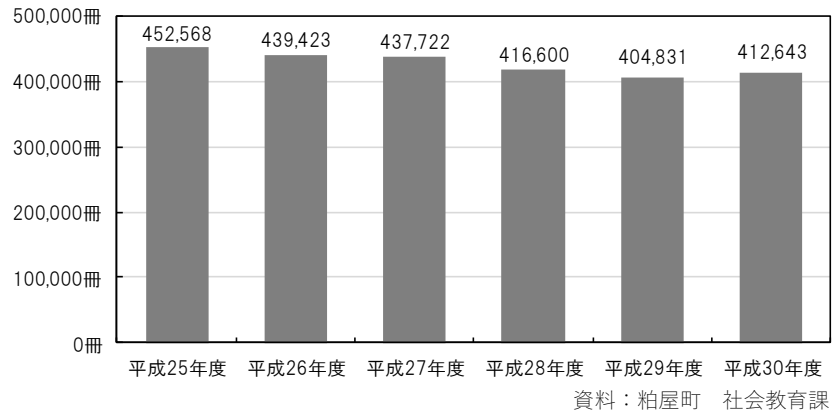
※平成 28 年度は子ども館オープンに伴い、子育てに係る蔵書を子ども館へ移管したため、入館者数に影響を及ぼしていると考えられる。

資料：粕屋町 社会教育課

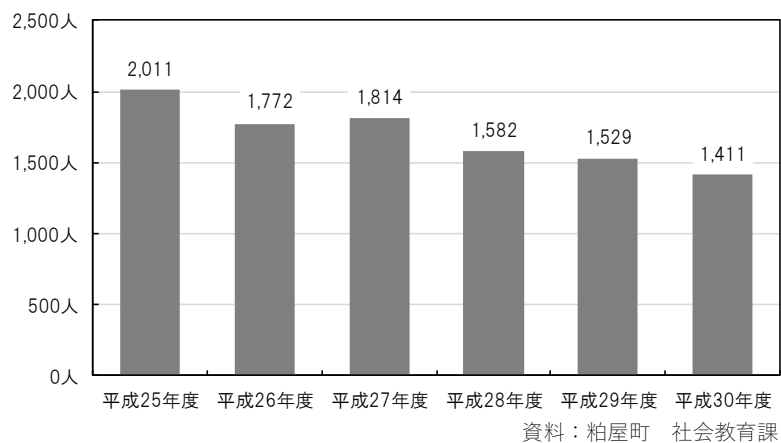
■貸出人数



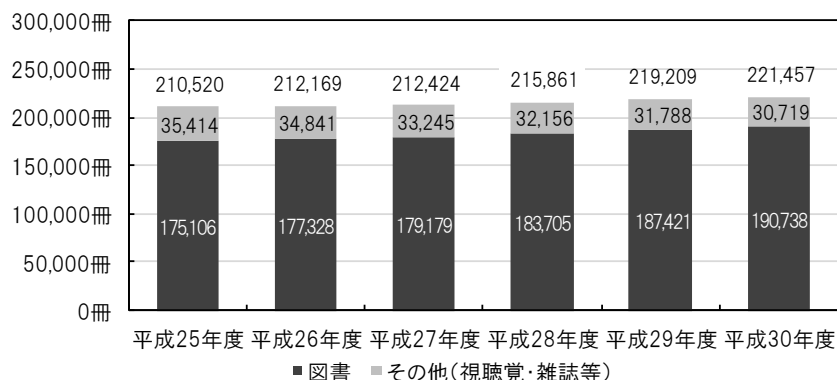
■貸出冊数



■登録者数

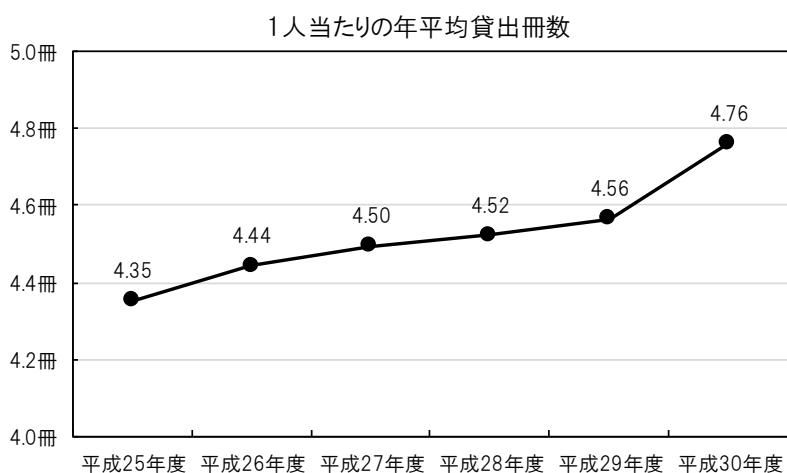


■蔵書冊数



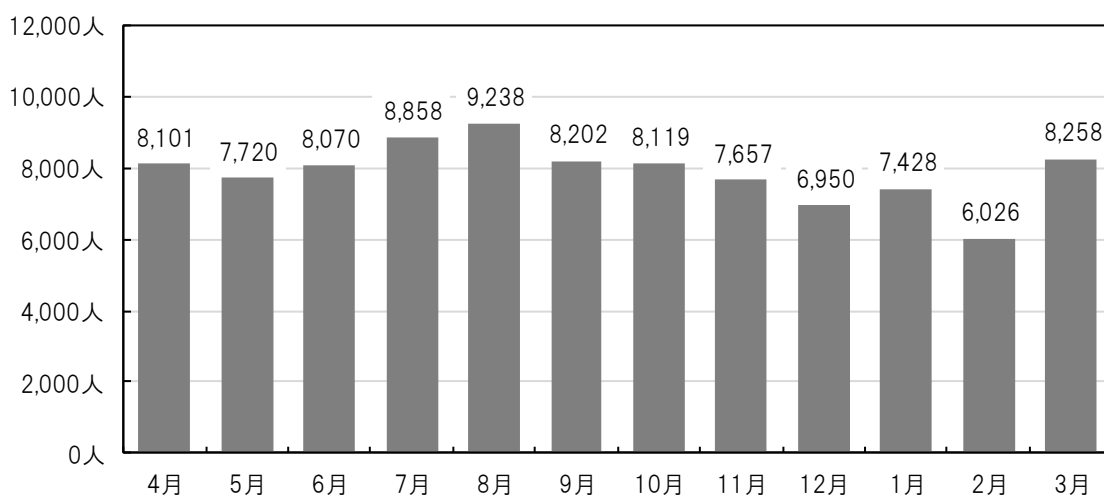
資料：粕屋町 社会教育課

■利用者1人当たりの年平均貸出冊数



資料：粕屋町 社会教育課

■月平均貸出人数（平成25（2013）年度～30（2018）年度）

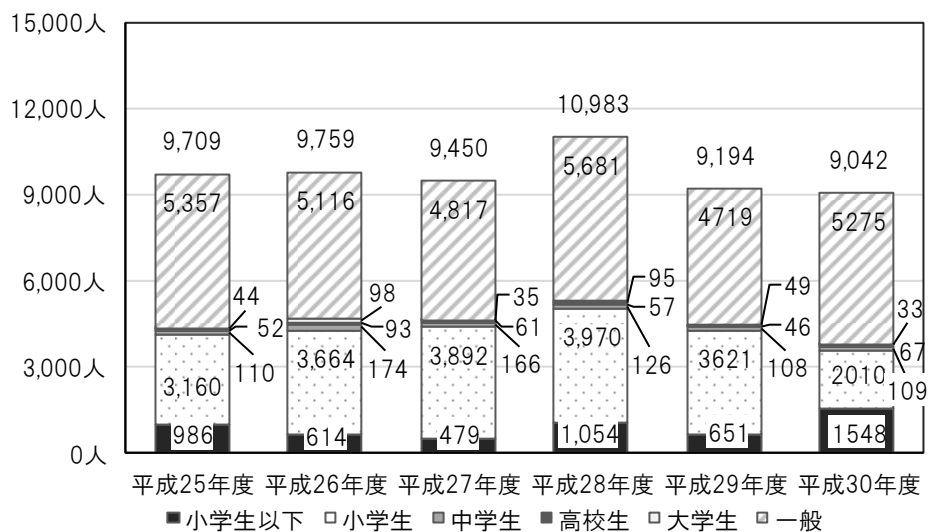


資料：粕屋町 社会教育課

### ③粕屋フォーラム（粕屋町立歴史資料館（図書館事業利用者も含む））

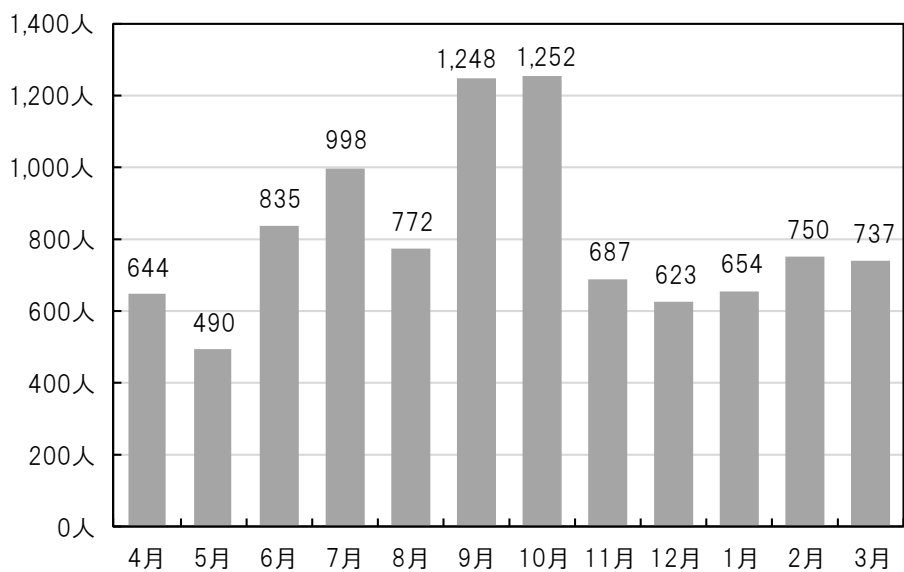
入館者数の推移は、微増、微減を繰り返しながらも、平成28（2016）年度には10,000人を超えましたが、平成29（2017）年度、平成30（2018）年度は減少しています。月別入館者統計をみると10月の入館者数が最も多くなっています。入館者構成比の推移をみると、小学生は平成29（2017）年度まで微増、微減を繰り返し、平成30（2018）年度は減少しています。一般と小学生以下では、平成29（2017）年度まで微増、微減を繰り返しながら、平成30（2018）年度には増加しています。中学生、高校生、大学生の割合は、数%の水準となっています。

#### ■入館者数の推移



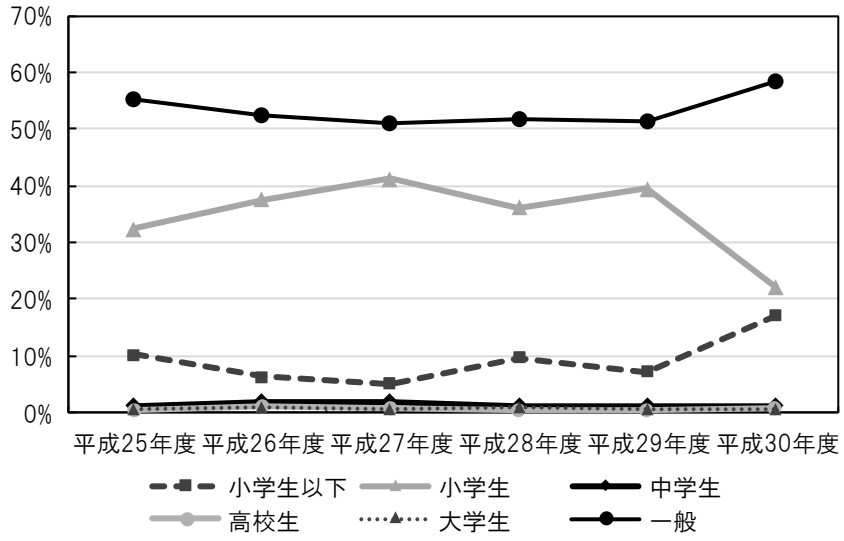
資料：粕屋町 社会教育課

#### ■月平均入館者統計（平成25（2013）年度～30（2018）年度平均）



資料：粕屋町 社会教育課

■入館者構成比の推移



資料：粕屋町 社会教育課

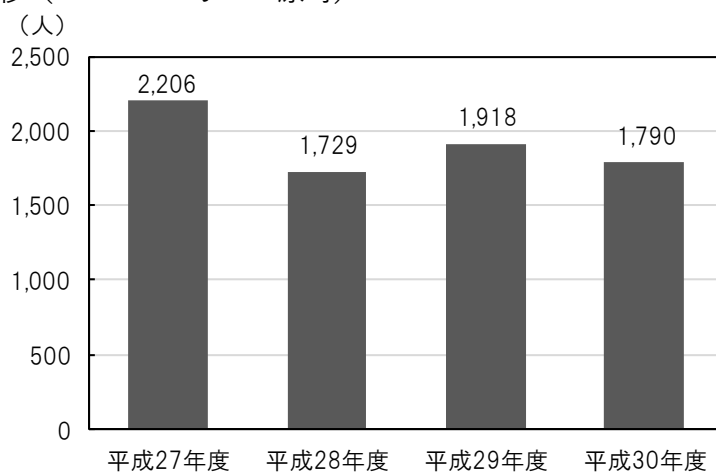




#### ④ハーモニーホール原町、伊賀

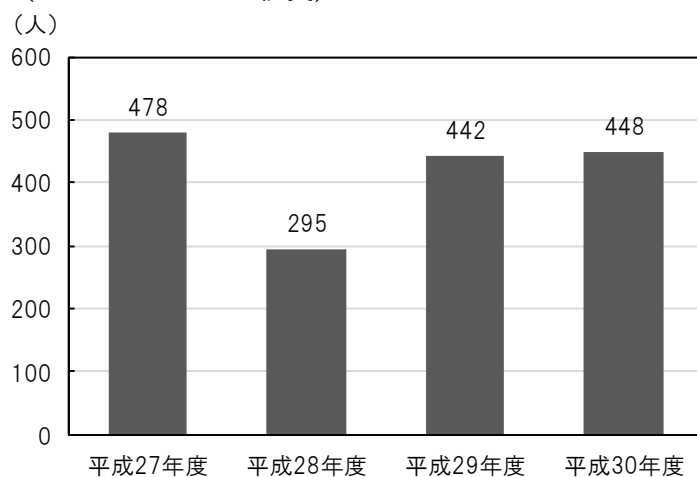
利用者数の推移をみると、ハーモニーホール原町は平成 28（2016）年度～平成 30（2018）年度まで増減を繰り返し、平成 30（2018）年度は減少しています。ハーモニーホール伊賀は平成 28（2016）年度に減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。活動内容は、どちらも音楽関係が多くなっています。利用者の年齢層をみると、ハーモニーホール原町では、平成 29（2017）年度に 60 代～が 20～60 代を上回り最も多かったです。平成 30（2018）年度には 60 代～の利用が減り、20～60 代が最も多くなっています。ハーモニーホール伊賀では、20～60 代がいずれの年も最も多くなっています。町内・町外別利用者数では、どちらも町内の利用者が多くなっていますが、ハーモニーホール原町では、町外の利用が平成 29（2017）年度まで微増していましたが、平成 30（2018）年度には減少に転じています。

##### ■利用者数の推移（ハーモニーホール原町）



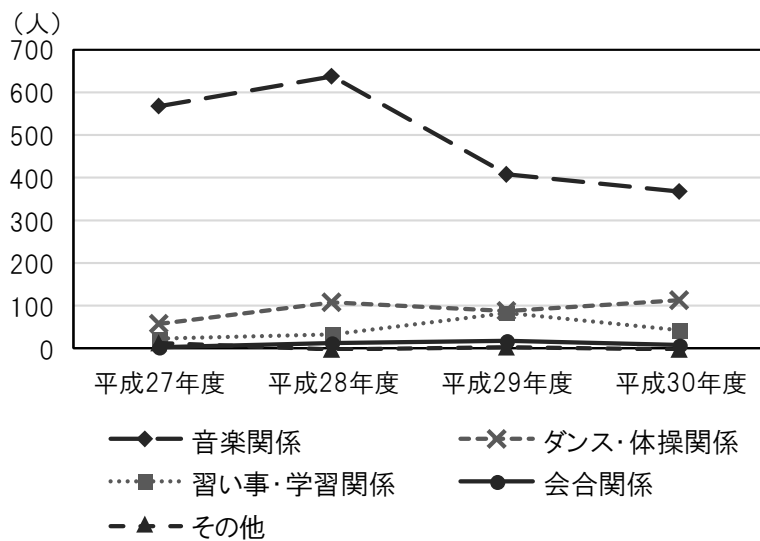
資料：粕屋町 協働のまちづくり課

##### ■利用者数の推移（ハーモニーホール伊賀）



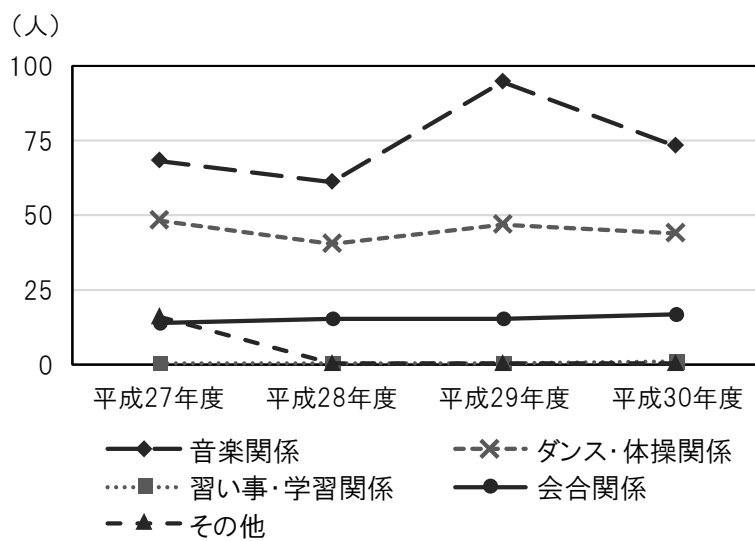
資料：粕屋町 協働のまちづくり課

■活動内容（ハーモニーホール原町）



資料：粕屋町 協働のまちづくり課

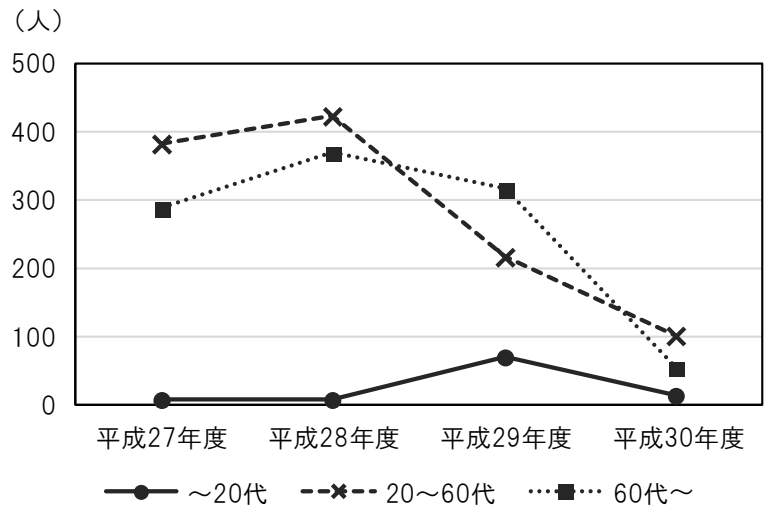
■活動内容（ハーモニーホール伊賀）



資料：粕屋町 協働のまちづくり課



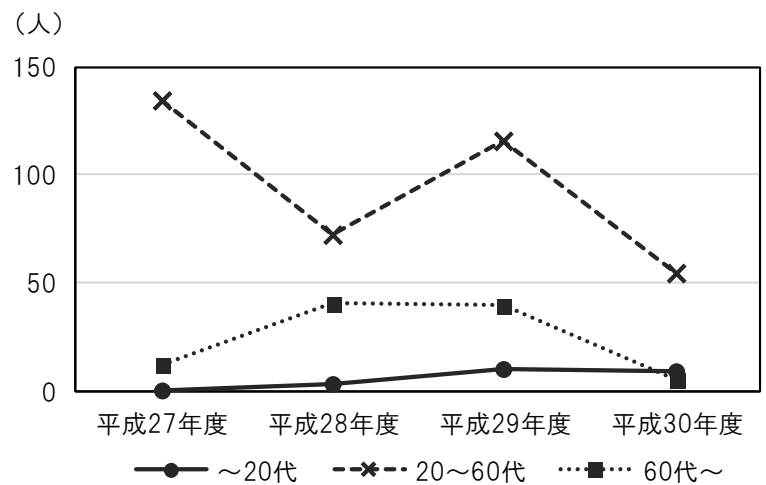
■利用者年齢層の推移（ハーモニーホール原町）



※年齢層については、概算のため年代を曖昧にしています

資料：粕屋町 協働のまちづくり課

■利用者年齢層の推移（ハーモニーホール伊賀）

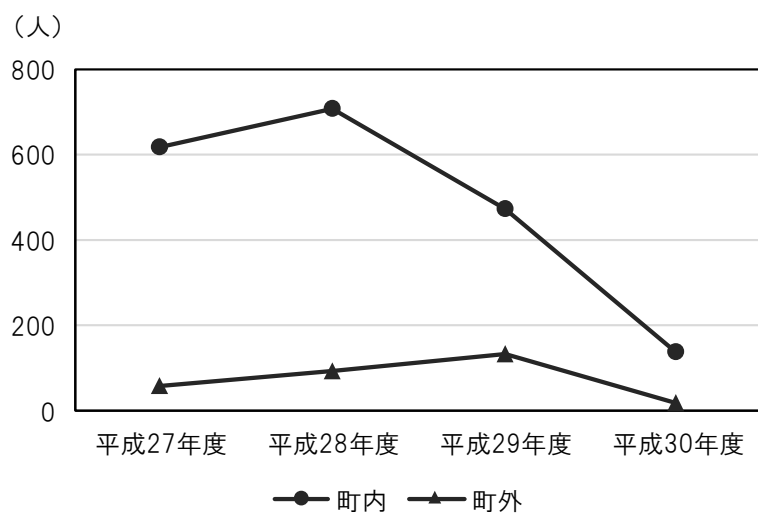


※年齢層については、概算のため年代を曖昧にしています

資料：粕屋町 協働のまちづくり課

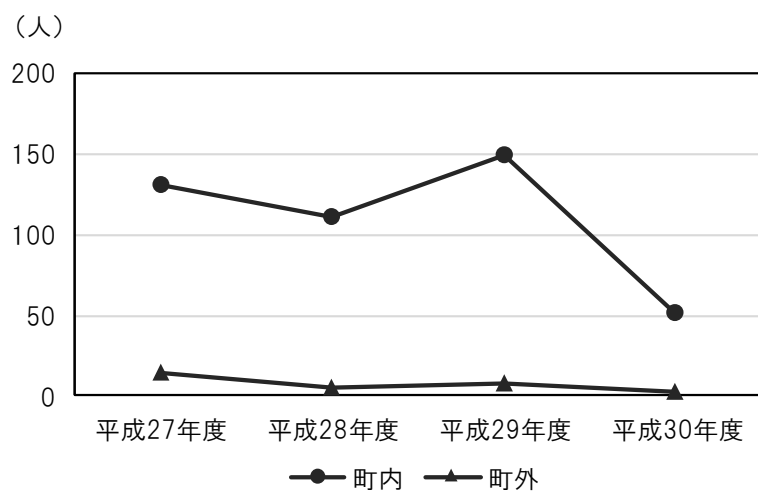


■町内・町外別利用者数（ハーモニーホール原町）



資料：粕屋町 協働のまちづくり課

■町内・町外別利用者数（ハーモニーホール伊賀）



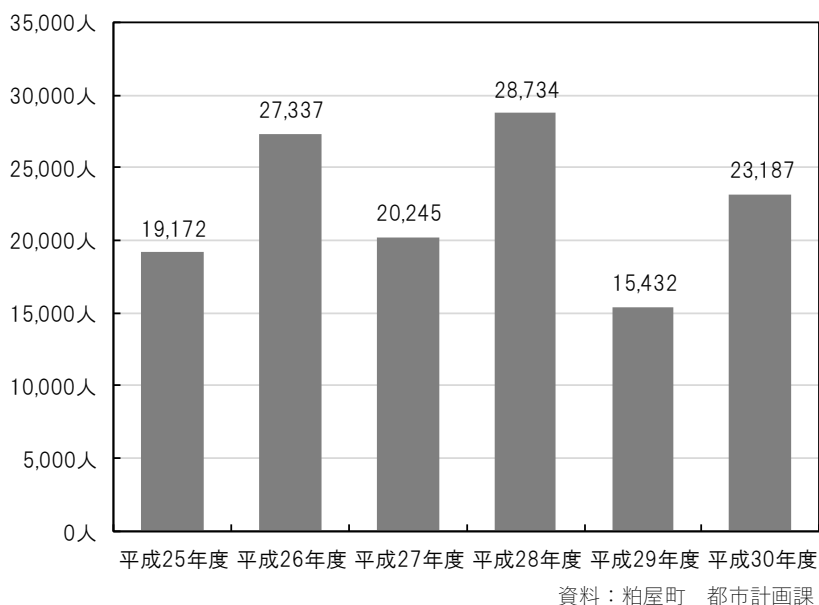
資料：粕屋町 協働のまちづくり課



## (2) 駕与丁公園

駕与丁公園の利用申請者数の推移をみると、年度により差があり、増減を繰り返していることがわかります。

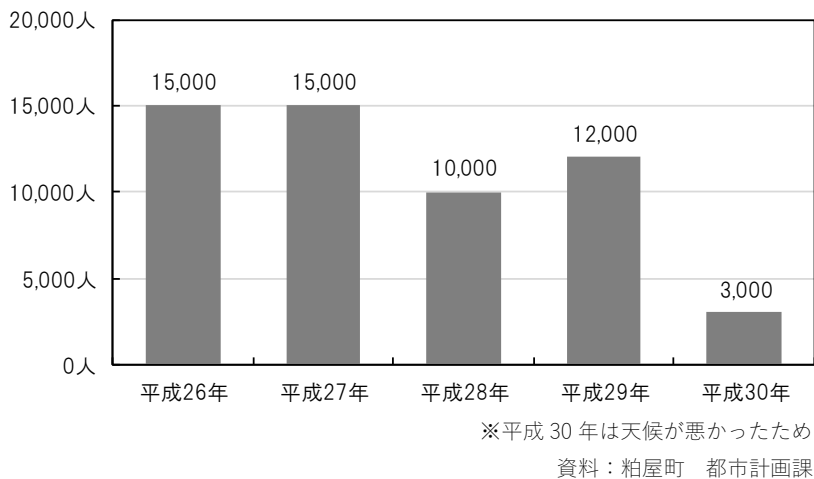
### ■利用申請者数の推移



## (3) バラ祭り

バラ祭りの来場者数は、天候等によっても差がでてきますが、平成 26（2014）年～平成 27（2015）年がピークとなっており、その後の3年間では来場者数は伸び悩んでいることがうかがえます。

### ■バラ祭りの来場者数の推移



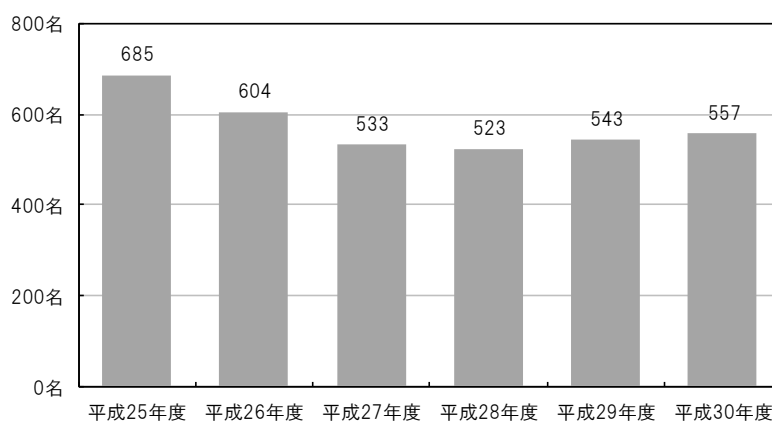
## (4) 文化協会

平成 24 (2012) 年度～平成 30 (2018) 年度の推移では、会員数は平成 25 年度がピークで平成 28 年度まで減少傾向にありましたが、平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度は微増しています。所属団体数は、平成 25 (2013) 年度をピークに微減しています。

### ■文化協会の主な事業

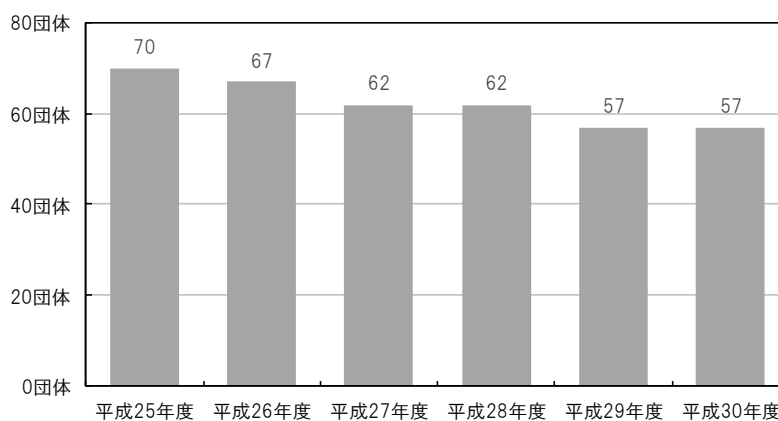
- ・芸術祭
- ・町内巡回補導
- ・町民囲碁将棋大会
- ・夏休み子ども体験教室
- ・美化運動
- ・文化祭 (11 月)
- ・糟屋地区美術展
- ・福岡 I ブロック「芸術文化のつどい」

### ■文化協会会員数の推移



資料：粕屋町 社会教育課

### ■所属団体数の推移



資料：粕屋町 社会教育課

■文化協会加盟サークル（令和元（2019）年）

部門	部・教室名
棋 道	粕屋町囲碁会
	粕屋町将棋会
茶 道	茶道 妙松会
	玄友会
工 芸	陶芸教室（A）
	陶芸教室（B）
文 芸	粕屋俳句会
	日本古典を読む会
	Friday English 英会話教室
美 術	秦風墨彩画教室
	楔山書会
	写田糟屋
	水彩画教室
	水彩ダイヤモンドクラブ
	粕屋ちぎり絵
舞 踊	藤間政寿恵会
	沙弥の会
	瑳地若会屋の部（A）
	瑳地若会屋の部（B）
	瑳地若会屋の部（C）
	瑳地若会夜の部
	瑳地若会 花ヶ浦教室
	寿楽会
	瑳地若会花ヶ浦教室子供の部
	3B 健康体操 スマイルレデース
	ブルメリア信子教室 戸原
	ブルメリア信子教室 原町
	ナア・レイ・オ・カラニプア（レファ）
	ナア・レイ・オ・カラニプア（ピカケ）
	粕屋ひょうきん族
	BATON <small>バトン チーム</small> TEAM <small>インフィニティ</small> INFINITY
	studio vita satomi ベリーダンス A
	studio vita satomi ベリーダンス B
	Rie <small>リエ コンミーゴ フォー キッズ</small> Conmigo! for kids
	ジャズダンスサークル・スタジアム
器 楽	粕屋秀政弓会
	お箏 さくら会
	粕屋ハーモニカサークル
	粕屋太鼓 ガイアの響
	華凜
	博多とんこつ音楽たい
声 楽	謡光会
	内橋民謡教室
	玄海相撲基句会(粕屋教室)
	ハ・モニク・コスモス KASUYA
	美月志保歌謡教室
	粕屋うたう会（A）
	粕屋うたう会（B）
	桜の会
	菊声会 ばら組
	菊声会 若杉会
	菊声会 戸原教室
	生活文化

資料：粕屋町文化協会

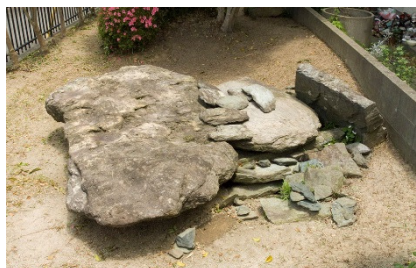
## (5) 文化財

現在の粕屋町の県指定文化財は2件、町指定文化財は13件となっています。

### ■県指定文化財管理状況一覧（令和元（2019）年5月31日現在）

指定名称	所在地	種別	指定年月日
大隈石棺	粕屋町大字上大隈644番6	史跡	昭和30（1955）年3月12日
江辻遺跡第4地点出土品	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成30（2018）年3月20日

資料：粕屋町 社会教育課



大隈石棺



江辻（えつじ）遺跡第4地点出土品

### ■町指定文化財管理状況一覧（令和元（2019）年5月31日現在）

指定名称	所在地	種別	指定年月日
クスノキ	志賀神社境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
クスノキ	伊賀薬師堂境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日 （再同意指定）平成21（2009）年9月9日
クスノキ	戸原天満宮境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
フジ	熊野神社境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
スダジイ	熊野神社境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
新大間堤開鑿図絵	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
長刃平翁夫妻肖像画	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
木造虚空蔵菩薩坐像	真覚寺	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
奉書写大乘妙典 一石一字経供養塔	伊賀薬師堂境内	史跡	平成13（2001）年11月28日 （再同意指定）平成21（2009）年9月9日
大般若波羅蜜多經	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
立石久明肖像画	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成17（2005）年10月3日
阿弥陀三尊梵字板碑	伊賀薬師堂境内	有形文化財	平成21（2009）年9月9日
ゴヨウマツ	柚須区個人宅	天然記念物	平成21（2009）年9月9日

資料：粕屋町 社会教育課



志賀神社のクスノキ



伊賀薬師堂のクスノキ



戸原天神森のクスノキ





熊野神社のフジ



熊野神社のスダジイ



木造虚空蔵菩薩坐像



長卯平翁夫妻肖像画



立石久明肖像画



大般若波羅蜜多經



奉書写大乘妙典  
一石一字經供養塔



阿弥陀三尊梵字板碑



新大間堤開鑿図絵



柚須区のゴヨウマツ

### 3. アンケート調査からみる現状・課題

#### (1) 調査の目的

「粕屋町文化芸術推進基本計画」の策定にあたり、これからの粕屋町の文化芸術振興の取り組みに町民の意見や考え方を反映させ、取り組みのさらなる充実を図るために調査を行いました。

#### (2) 調査概要

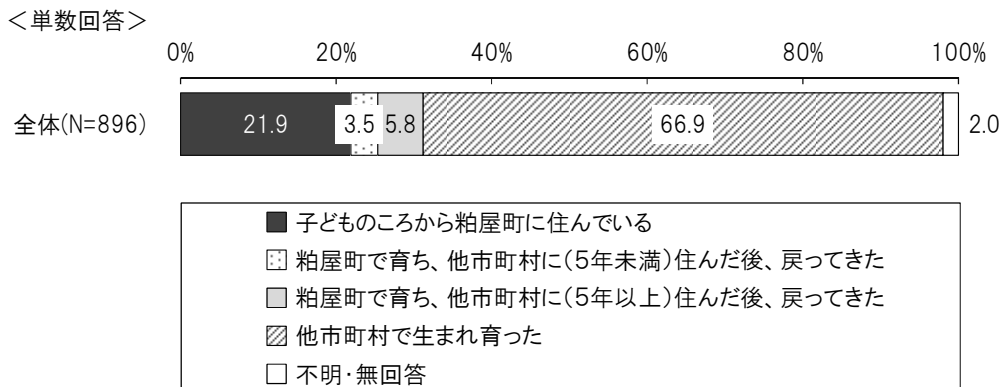
調査地域 : 粕屋町全域  
 調査対象者 : 粕屋町在住の20歳以上1,500名を各組合を通じ無作為抽出  
 調査期間 : 平成30(2018)年2月～3月  
 調査方法 : 組合を通じた配付・郵送による回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
1,500	896	59.7%

#### (3) 調査結果

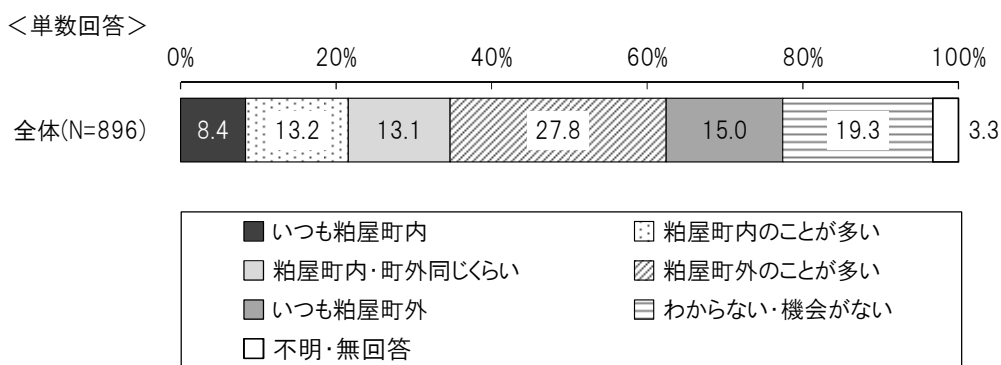
##### ■粕屋町での居住歴

アンケート回答者の約7割が、「他市町村で生まれ育った」という回答であり、人口が増加傾向にある粕屋町の現状がよく表れています。



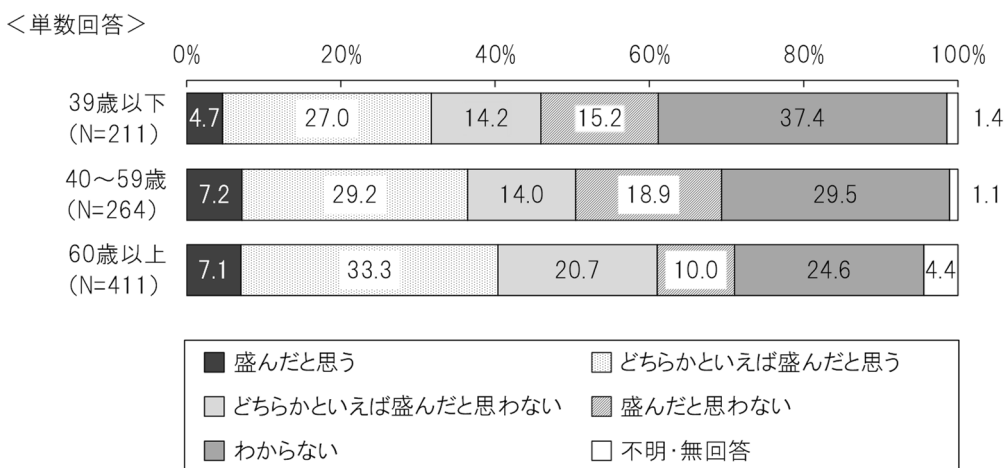
■文化芸術を直接鑑賞する機会や活動の機会（習い事や趣味的な活動も含む）

アンケート回答者の約4割が、「粕屋町外」で文化芸術活動をしており、都市である福岡市に隣接していることから、文化芸術を直接鑑賞する機会や活動の機会をもつのは、町内より町外が多いことがうかがえます。



■粕屋町は文化芸術が盛んなまちだと思うか（年齢別）

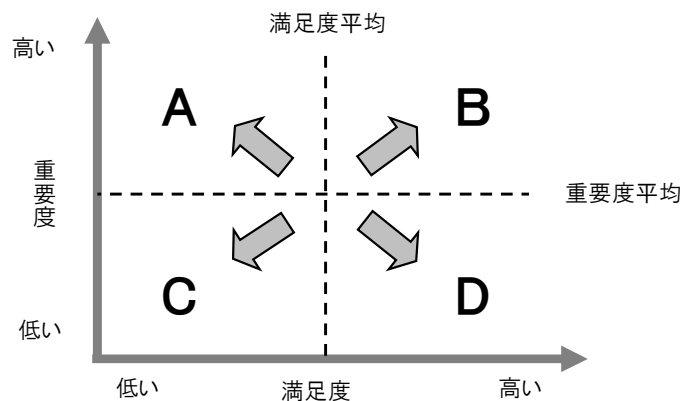
年齢別にみると、年齢が高くなるほど「盛んだと思う」と「どちらかといえば盛んだと思う」をあわせた『盛んだと思う』と回答した人の割合が高くなる傾向がみられます。一方、若い世代ほど「わからない」の割合が高くなっており、若い世代の文化芸術への興味・関心が希薄であることがうかがえます。



■満足度と重要度の相関図による分析

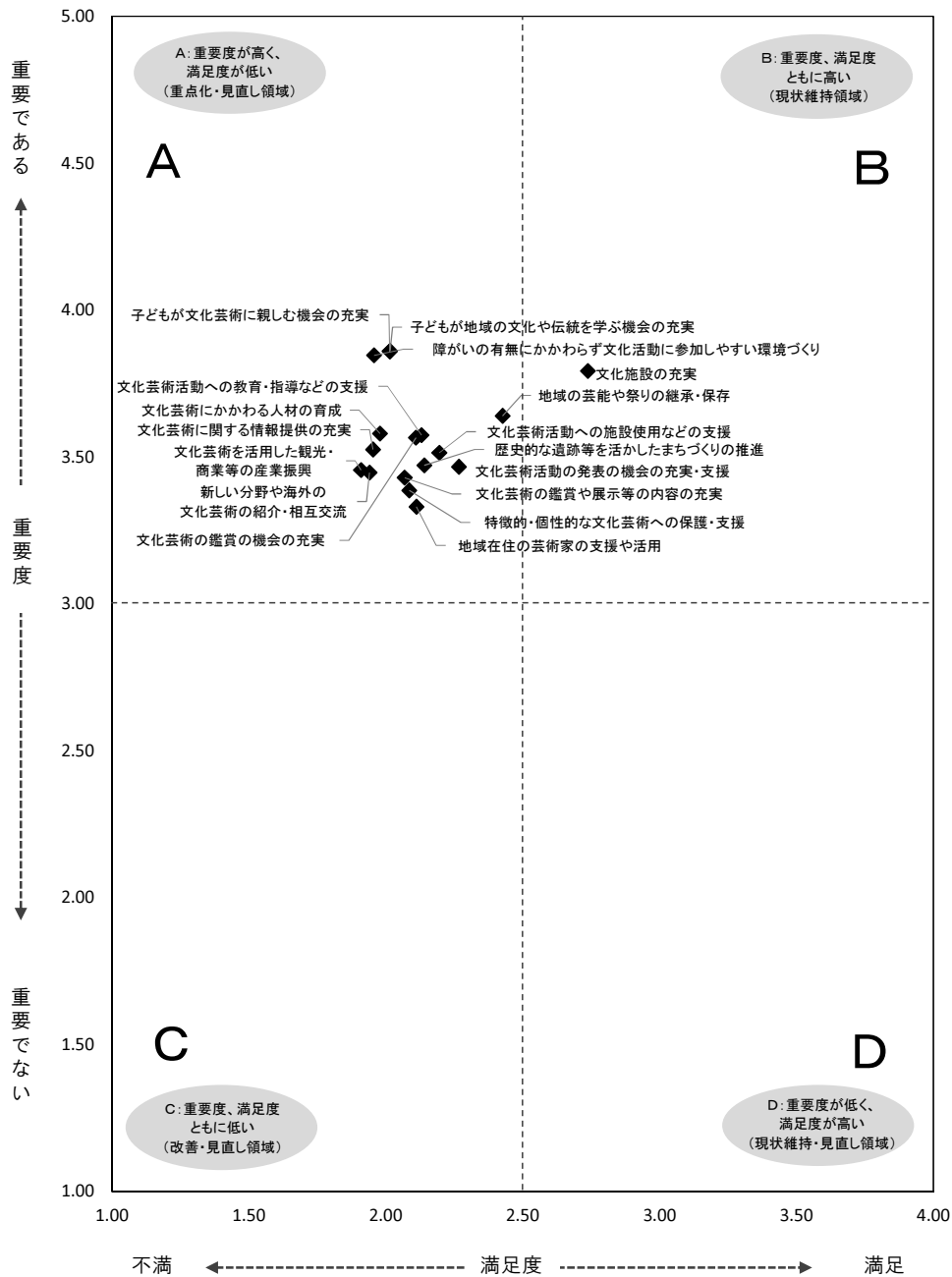
満足度と重要度それぞれの平均評定値に基づき、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、17の項目を散布図上に示したものが相関図です。

縦軸に重要度、横軸に満足度をとった相関図では、満足度と重要度を4つの区画上に示すことで、各項目の位置づけを整理します。



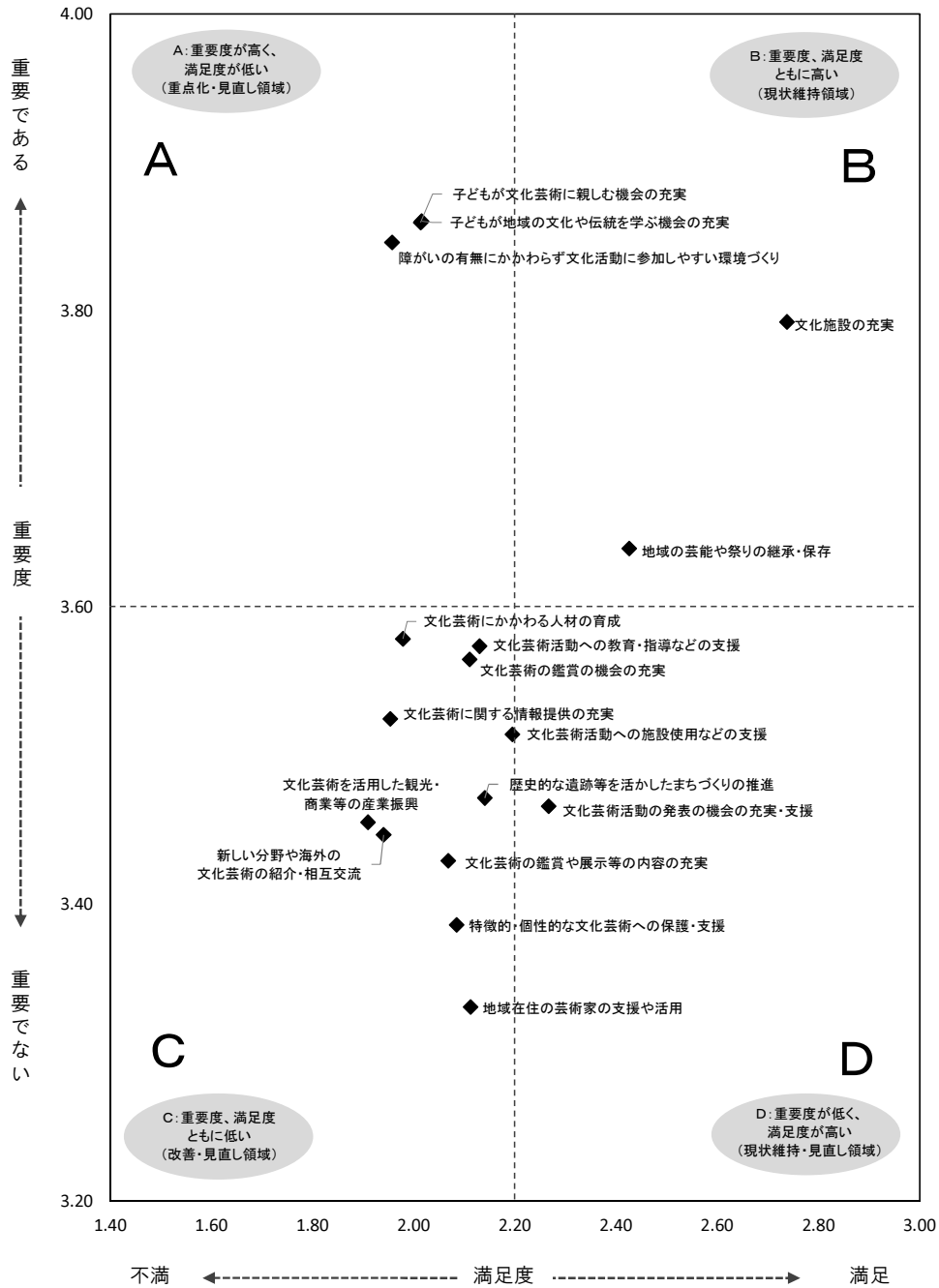
《全体》

Aの「重要度が高く、満足度が低い」の領域に各項目が集中しています。このことから、粕屋町の文化芸術に関しては、全体的に重点化と見直しが必要だということがわかります。



## 《分布のフォーカス》

点が集中している部分の詳細をみると、「障がいの有無にかかわらず文化活動に参加しやすい環境づくり」「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」「子どもが地域の文化や伝統を学ぶ機会の充実」などは、特に重点化と見直しを求められていることがわかります。



#### A. 重要度が高く、満足度が低い（重点化・見直し領域）

重要度は高いが、満足度が相対的に低く、項目の重点化や抜本的な見直しなども含め満足度を高める必要のある領域。

「障がいの有無にかかわらず文化活動に参加しやすい環境づくり」「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」「子どもが地域の文化や伝統を学ぶ機会の充実」などが該当します。

#### B. 重要度、満足度ともに高い（現状維持領域）

重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域。

「文化施設の充実」「地域の芸能や祭りの継承・保存」などが該当します。

#### C. 重要度、満足度ともに低い（改善・見直し領域）

重要度も満足度も低く、項目の目的やニーズを再確認するとともに、項目のあり方や進め方そのものをあらためて見直す必要のある領域。

「地域在住の芸術家の支援や活用」「特徴的・個性的な文化芸術への保護・支援」「文化芸術の鑑賞や展示等の内容の充実」などが該当します。

#### D. 重要度が低く、満足度が高い（現状維持・見直し領域）

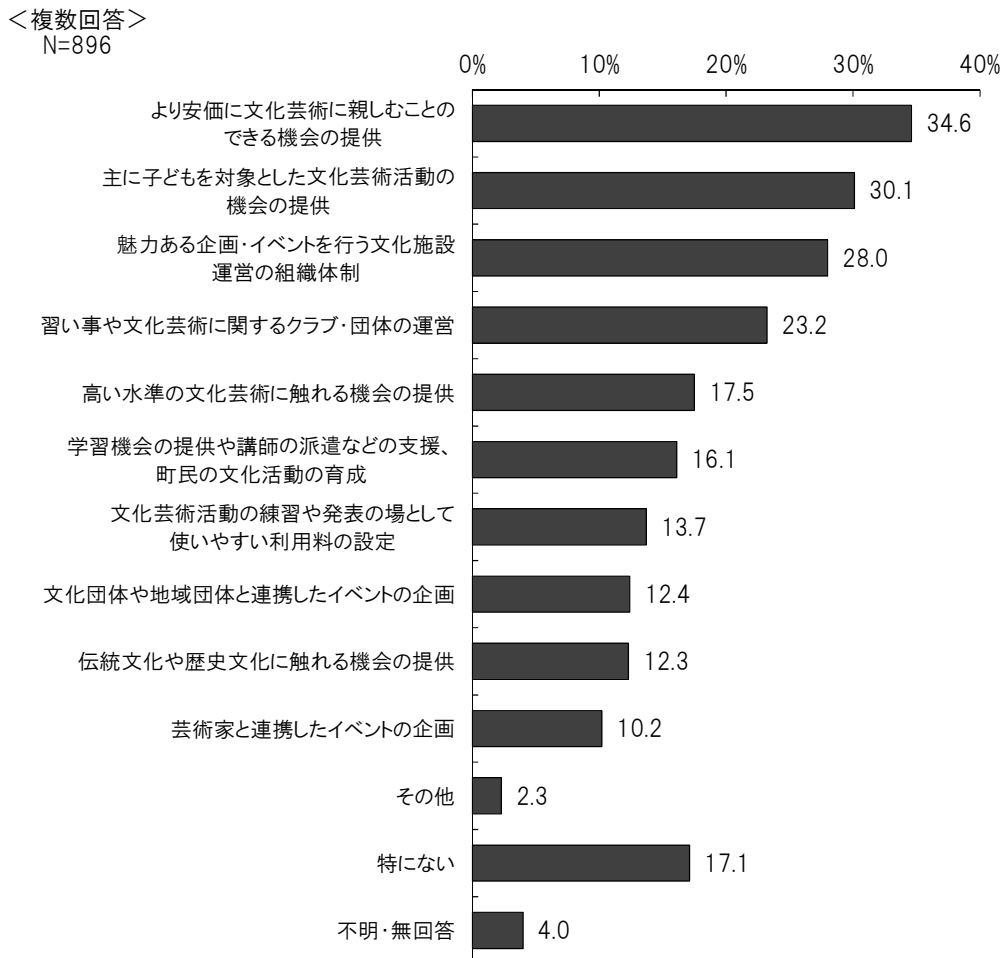
重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、あるいは項目のあり方を含めて見直すべき必要のある領域。

「文化芸術活動の発表の機会の充実・支援」などが該当します。



■粕屋町の文化施設の運営について、特に充実してほしいと思うことは何か。

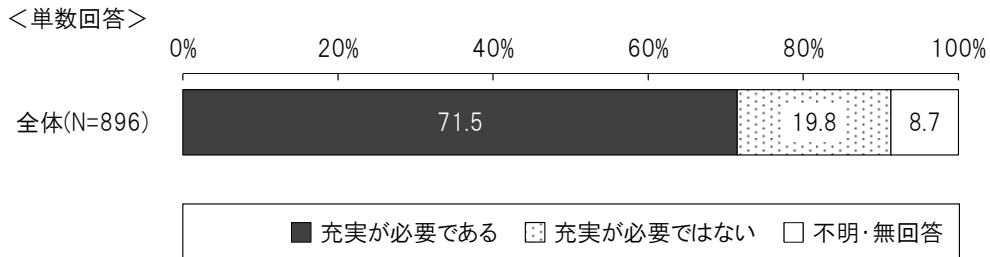
「より安価に文化芸術に親しむことのできる機会の提供」が最も高く、次いで「主に子どもを対象とした文化芸術活動の機会の提供」、「魅力ある企画・イベントを行う文化施設運営の組織体制」となっています。また、その他回答では、「国際交流」や「アクセス」といったものもみられました。





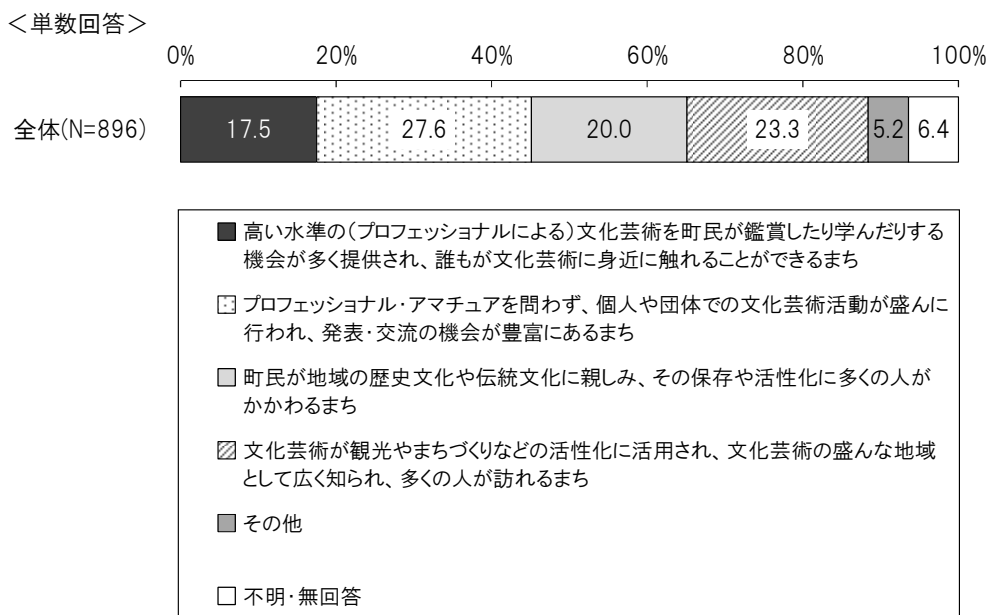
■粕屋町内の文化的な行事や施設、活動に関する情報の集約と発信ができる  
拠点や機能の充実が必要であると思うか。

「充実が必要である」が約7割となっており、「充実が必要ではない」を大きく上回っています。



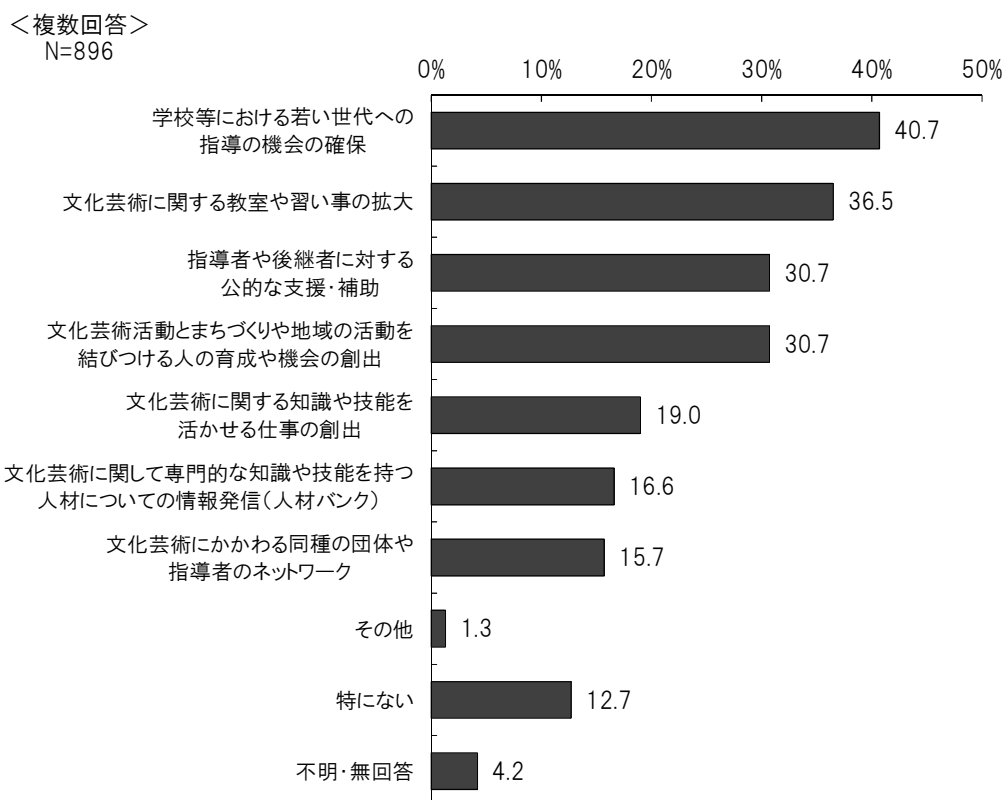
■粕屋町の文化芸術振興について、どのような将来像を目指すべきか。

「プロフェッショナル・アマチュアを問わず、個人や団体での文化芸術活動が盛んに行われ、発表・交流の機会が豊富にあるまち」が最も高く、次いで「文化芸術が観光やまちづくりなどの活性化に活用され、文化芸術の盛んな地域として広く知られ、多くの人が訪れるまち」となっています。



■粕屋町内で、文化芸術に関する指導者や後継者を育成するために、特に必要なことは何か。

「学校等における若い世代への指導の機会の確保」が最も高く、次いで「文化芸術に関する教室や習い事の拡大」、「指導者や後継者に対する公的な支援・補助」、「文化芸術活動とまちづくりや地域の活動を結びつける人の育成や機会の創出」となっています。



## 4. ヒアリング調査などからみる現状・課題

アンケート調査などの数値面では把握することが難しい現場での取り組みや課題、今後の文化芸術における方向性や活動の可能性をお聞きするため、以下の団体・ホールにヒアリング調査を行いました。ヒアリング内容を項目ごとに分けて記載しています。

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ●婦人会      | 平成 30 (2018) 年 10 月 3 日 (水)  |
| ●サンレイクかすや | 平成 30 (2018) 年 10 月 15 日 (月) |
| ●文化協会     | 平成 30 (2018) 年 10 月 15 日 (月) |

### ■粕屋町の文化芸術に関する現状や課題

項目	内容
活動している年齢層について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齡化が進んでいる</li> <li>・固定概念などを取り除いて、もっと若い人に入ってもらいたい</li> </ul>
文化祭について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年マンネリ化しており、来場者が少ない</li> <li>・実行委員が毎年決まっています、若い人が少ないため、若さや活気がない</li> </ul>
設備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段の活動場所が少なく、町外に出て練習することもある、その費用は実費で補うしかない</li> <li>・太鼓など音と振動が激しいものは苦情がきて練習場所にも困る</li> <li>・サンレイクかすやの部屋を確保することが難しい</li> <li>・用具を収納する場所が無くて困っている</li> <li>・底辺の設備は欲しい</li> </ul>
団体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアで役員などはやっています、目に見えない負担は各自が出したり、出事も多く、役員を譲りあっているのが現状</li> <li>・仕事をしながらボランティアでしているので、時間も限られる。行政の人材支援がほしい</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人たちに文化芸術に興味・関心をもってもらい、ボランティア精神をもっていただきたい</li> </ul>

## 5. 課題のまとめ

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果より、主に次のような課題があることがわかりました。

- ①町の文化施設の運営について、「安価に文化芸術に親しめる」や「子どもを対象とした文化芸術活動」、「魅力ある企画・イベントを行う文化施設運営の組織体制」などが主に求められていることがわかりました。
- ②町内で、文化芸術に関する指導者や後継者を育成するために、「学校などでの若い世代への指導」や「文化芸術に関する教室や習い事の拡大」、「指導者や後継者に対する公的な支援・補助」などが主に求められていることがわかりました。
- ③特に若者において、文化芸術活動を粕屋町外で行っている傾向がみられました。福岡市に隣接する町ならではの背景がうかがえます。
- ④粕屋町について、文化芸術が盛んなまちだと思っている人が、若年層ほど少なく、若者の文化芸術への興味・関心が希薄である事がうかがえます。
- ⑤町内の文化芸術に関する情報の集約と発信ができる拠点や機能の充実が必要だと感じている人が多いことがわかりました。
- ⑥文化祭について、若い世代の参加者や来場者が少なく、活気がないという現状がみえてきました。
- ⑦文化芸術活動について、担い手不足であることがわかりました。
- ⑧文化芸術に関する施設・設備について、不十分だと感じている人が多いことがわかりました。

## 第4章 基本方針

---

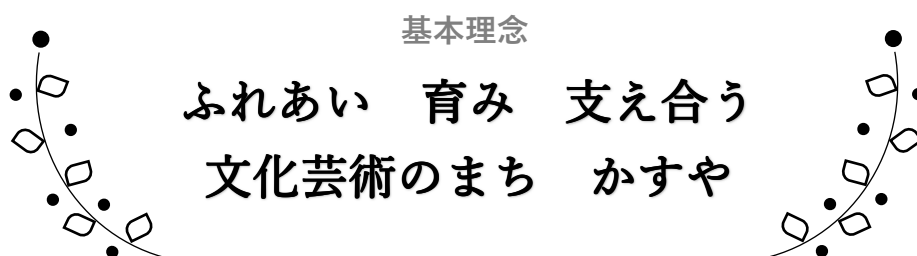
### 1. 基本理念

戦後の日本社会では、「物質的豊かさ」を求めて人々は奔走していました。食べるもの、着るもの、住まいに必要なもの等、生活に不可欠な「衣・食・住」を求める時代は成熟期を迎え、現代日本においては、「人の心の豊かさ」「精神的豊かさ」を求める時代へと変化をしてくれています。

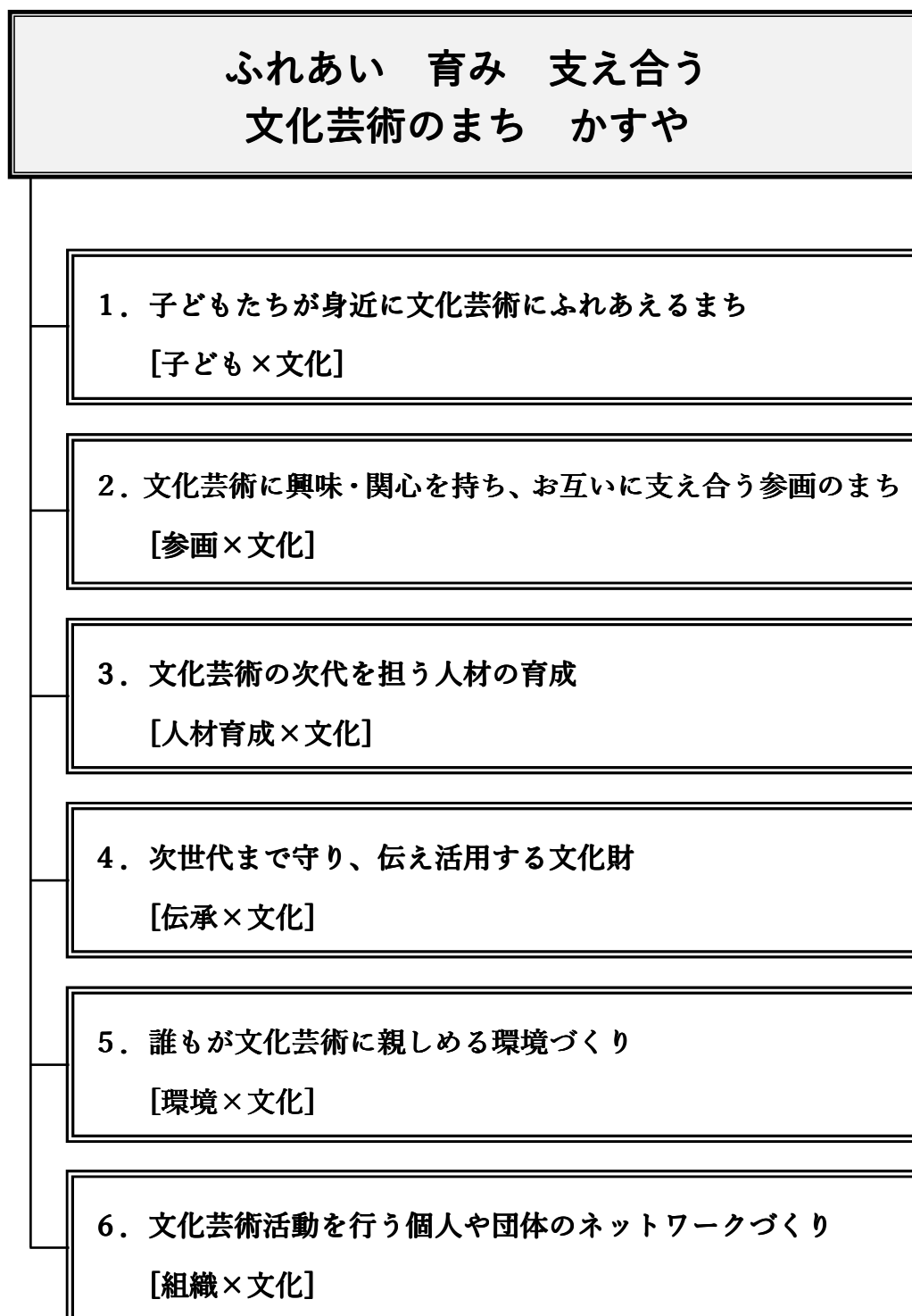
令和元（2019）年5月、新元号「令和」の時代が幕を開けました。「令和」には、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育ち、梅の花のように国民全体で明日への希望を咲かせる国であることを願う」という意味が込められています。新しい時代の幕開けと共に、人々に喜びや感動を与え、心を豊かにする文化芸術の役割は、より大きなものになっており、それは本町においても例外ではありません。多くの移住定住者を受け入れ、人口が増加傾向にあるなかで、生まれてから生涯を終えるまで、人々がより豊かに成長するためには、文化芸術の役割がより大きなものになってくると考えられます。アンケート調査やヒアリング調査からは、「町民が文化芸術に触れ合うこと」や「子どもや若者を育む事」などが特に求められていることがわかりました。

以上を踏まえて、本計画の基本理念を「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまち かすや」とします。

文化芸術により、人々の生活にふれあい生まれ、文化芸術により、人の心や子どもたちの感性、創造力を育み、文化芸術により、人々が互いに支え合うまちとなることを目指します。



## 2. 全体体系図



## 第5章 基本施策

### 1. 子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち

#### 【子ども×文化】

人口増加傾向をたどる本町において、子どもたちの存在は大きく、子どもたちの成長は、かけがえのないものです。

幼少期に様々な文化芸術に触れることは、感性や想像力を磨き、豊かな能力や心を育むことにつながります。次世代を担う子どもたちが自ら文化芸術に興味・関心を持てるよう、文化芸術に触れあえる機会の充実を目指すとともに、子どもたち自身が創造、表現したものを発表する機会の充実を目指します。

#### ① 子どもが文化芸術に触れあえる機会の充実

アンケート調査において、子どもを対象とした活動の機会を求めている人が多いことから、幼い頃から文化芸術に触れることの大切さについて、町と学校、関係機関が共通認識をもち、日常的な学習機会において、文化芸術の視点を取り入れる体制を整えます。

また、それぞれの家庭環境（経済的問題等）に関わらず、すべての子どもたちが感受性豊かな人間として成長していくため、文化芸術の鑑賞機会や各種体験事業等の充実を図り、町内の文化芸術団体、学校、保護者などと連携・協働しながら、取り組みを進めます。

#### 取り組み例：

- 小・中学生へ向けた質の高い芸術・美術の鑑賞機会の提供
- 子どもや親子向けの企画展示会の開催
- 文化施設での文化芸術に触れあうきっかけとなる体験教室の実施
- 学校などでのアウトリーチ※の実施
- 文化芸術の視点を取り入れた学習機会の提供
- かすやフォーラムでの読み聞かせ会や展示会の開催

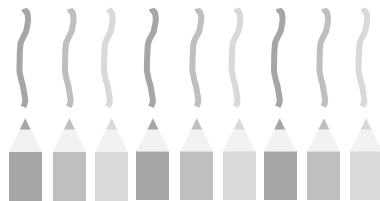
※アウトリーチ…各文化芸術施設が学校や公民館など、まちなかで館外活動をするを意味し、文化芸術の普及につながります。

## ② 文化芸術活動の成果を発表する機会の充実

子どもたちの文化芸術に対する興味や関心を高めることを目的に、子どもの文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

### 取り組み例：

- 中学生合唱コンクールの実施
- 子どもたちの芸術作品展の開催
- 子ども主体のコンクールや公演、展示会、文化祭等の開催





## 2. 文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち 【参画×文化】

文化芸術が町民に広く浸透し、活発なものになるためには、多くの町民が、文化芸術に興味・関心を持ち、文化芸術を通じて生活の豊かさを感じる事が不可欠です。

年齢や性別、障がい者、在住外国人などに関わらず、全ての町民が文化芸術に興味・関心を持つ機会の充実を図るとともに、町民同士がお互いに支え合って文化芸術を盛り上げることができるよう、支援に取り組んでいきます。

### ①文化芸術に身近に触れあえるまちづくりの推進

アンケート調査から、多くの町民が文化芸術に親しみやすい機会を求めていることやヒアリング調査からも、もっと文化芸術に触れてほしいという意見が多くありました。

すべての町民が、年齢や性別などに関係なく、文化芸術を身近に触れ、興味・関心を持つきっかけとなるよう、既存事業の充実を図るとともに多様な活動への支援を行います。

#### 取り組み例：

- 粕屋町オリジナルの文化公演・文化講演会などの開催や創出
- 町民のニーズに応じた芸術普及活動の実施
- 町民みんなでつくる文化祭の実施
- 気軽に参加できる文化芸術に関するワークショップの開催
- 社会的包摂\*の観点から、障がいの有無や年齢などに関わらず、容易に触れられる文化芸術活動の推進

※社会的包摂…町民ひとりひとりを差別なく、社会の一員として取り込み、支え合うこと。



## ②文化芸術に関する情報収集・発信

アンケート調査から、町内の文化芸術に関する情報の集約と発信ができる拠点や機能の充実が必要だと感じている人が多いことがわかりました。

子どもから高齢者までの幅広い町民へ向けて、町内の文化芸術活動や発表の場などの情報発信を行います。

### 取り組み例：

- 文化芸術に関するパンフレット作成
- 粕屋町の歴史を伝える冊子の作成と文化財の周知
- ホームページや広報紙での文化芸術に関する周知
- よさこいかすや祭りなどを通じた文化交流の発信

## ③他分野との連携による文化芸術活動の促進

教育、福祉、産業、まちづくりなど、これまで文化芸術とは関連が薄かった領域においても、文化芸術の役割は大きくなっています。このようなことを背景として、文化芸術以外の他分野との連携を強化し、多様なニーズへ対応した文化芸術活動の促進を行います。

### 取り組み例：

- 関係各課との連携
- 職員の文化芸術に対する意識の向上
- 各企業への活動場所の提供と連携
- 学校、福祉団体（事業所等）との連携



### 3. 文化芸術の次代を担う人材の育成

#### 【人材育成×文化】

将来を担う若者の文化芸術に対する意識向上は、町全体の文化芸術の振興にもつながります。

本町の文化芸術活動の担い手を育成するとともに、豊かな文化芸術活動を行っている個人や団体を新たに育成する取り組みを行います。

また、文化芸術活動を支援する人材や団体、事業を支えるボランティアの育成等、多様な人材の育成にも取り組みます。

#### ①文化芸術活動への参加促進

アンケート調査から、町外で文化芸術活動を行っている若者が多いこと、粕屋町が文化芸術が盛んな町だと思わないという若者も多数いることがわかりました。

また、ヒアリング調査からも若者にもっと文化芸術に触れてほしいという意見が多くありました。

文化芸術に興味・関心のない人たちが、自ら文化芸術に触れる機会を持つことができるよう、次世代を担う若者や子育て世代に対して、文化芸術活動への参加を促します。

#### 取り組み例：

- 若者や親子に対する文化芸術の推進
- 町民に関心を持ってもらえるようなイベントの開催
- 文化芸術に関するイベントなどの若者世代へ向けての情報発信強化
- 継続的な町民ニーズの把握
- 文化芸術推進へ向けて、活躍が期待できる団体等への公的支援

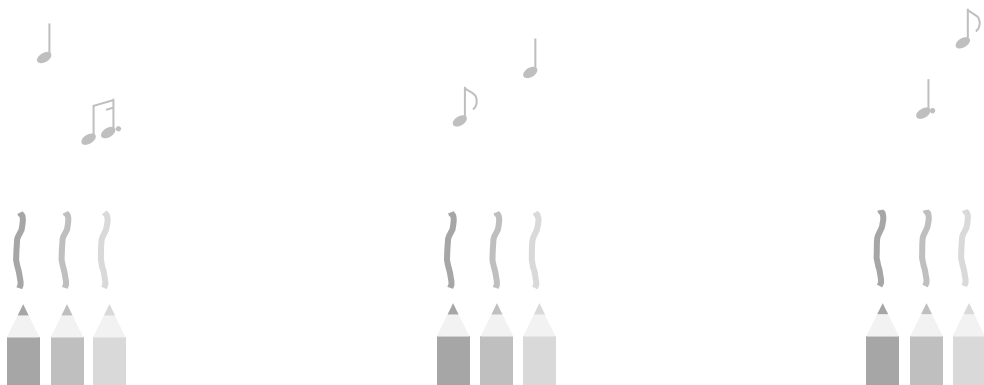
## ②文化芸術活動の担い手の発掘・育成

アンケート調査やヒアリング調査から、文化芸術活動の担い手の育成などを強化することを求める声が多数あることがわかりました。

文化芸術活動を継続的に継承していくために、新たな担い手の発掘・育成を推進するとともに、機会の充実を図ります。

### 取り組み例：

- 文化芸術に関する講師ボランティアの育成
- 文化芸術に関する講座の開催
- 自主的な文化芸術活動に対するニーズに応じた支援
- 文化芸術に関する地域人材の発掘



## 4. 次世代まで守り、伝え活用する文化財

### 【伝承×文化】

文化財は粕屋町の貴重な財産であり、それを後世に伝えていく事は、今を生きる私たちの使命とも言えます。

町のかげがえのない財産である文化財の調査、保存、管理を継続的に取り組むとともに、町民の歴史と文化に対する興味・関心を高め、郷土に愛着や誇りを持てるよう、地域の歴史に触れる機会の創出に努めて、文化財の積極的な活用を行います。

#### ①文化財の保存・継承

国・県・町の文化財に指定されたものを中心に、保存・継承を行います。

##### 取り組み例：

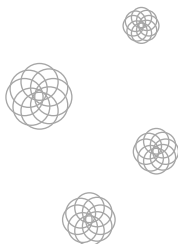
- 指定文化財の保護・保全
- 町指定文化財の新規指定
- 文化財の調査研究

#### ②文化財の効果的な周知・活用

町民の郷土愛を育み、次世代へ文化財を継承できるよう、町の歴史や文化に対する理解を深め、文化財の効果的な周知・活用に努めます。

##### 取り組み例：

- 地域への愛着を深める交流の場としての文化財の活用
- 歴史資料館を活用した講座の開催や、文化財に関する情報発信
- 地域や学校と連携した歴史学習の支援



## 5. 誰もが文化芸術に親しめる環境づくり

### 【環境×文化】

町内の文化芸術施設は、いずれも文化芸術を推進するうえで、欠かすことのできない重要な施設です。

「サンレイクかすや」、「かすやフォーラム」、「ハーモニーホール」などの主要文化施設に加え、各地区の公民館などの特性も活かした事業を展開します。

### ①文化芸術活動の環境整備と施設間の連携

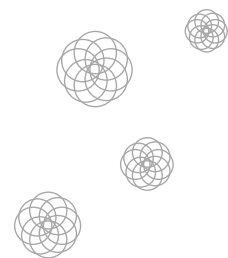
アンケート調査やヒアリング調査から、各種施設の施設整備について、不十分だと考えている町民が多くいることがわかりました。

町内の各主要文化施設や公民館、学校施設など、各施設の役割や活用の仕方について整理をし、効果的な活用を進めるとともに、新規活動場所、展示空間の発掘に努めます。

また、町民が文化芸術活動を円滑に行うことができるよう、関連施設間の連携と各施設の環境整備を進め、利用者にとって快適に利用できる施設となるよう努めます。

#### 取り組み例：

- 公民館など既存施設を活用した新規活動場所の充実
- 文化芸術施設のガイドマップ作成
- 利用者のニーズに合わせた環境整備
- 各施設間の連携推進
- 各施設のユニバーサルデザイン化の推進



## 6. 文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり

### 【組織×文化】

町内の文化芸術活動を行う個人や団体等が、連携し、ネットワークを構築することは、粕屋町の文化芸術活動が活発化することにつながります。

町と文化芸術活動を行う個人や団体等が、協力、連携、ネットワークの構築を進めていきます。

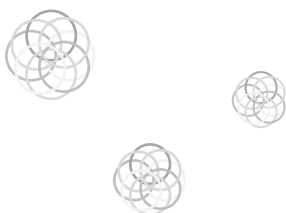
### ①町内の文化芸術活動を行う方々の交流促進

ヒアリング調査において、文化芸術に関するイベントへの若い世代の参加や活動者が不足しており、町全体で文化芸術活動の活気を創出していく必要があるとの意見がありました。

町内で各文化芸術活動を行っている個人や団体同士が刺激し合いながら、活動の質を高めることができるよう、個人や団体同士の交流を促進し、文化芸術活動が盛んなまちを目指します。

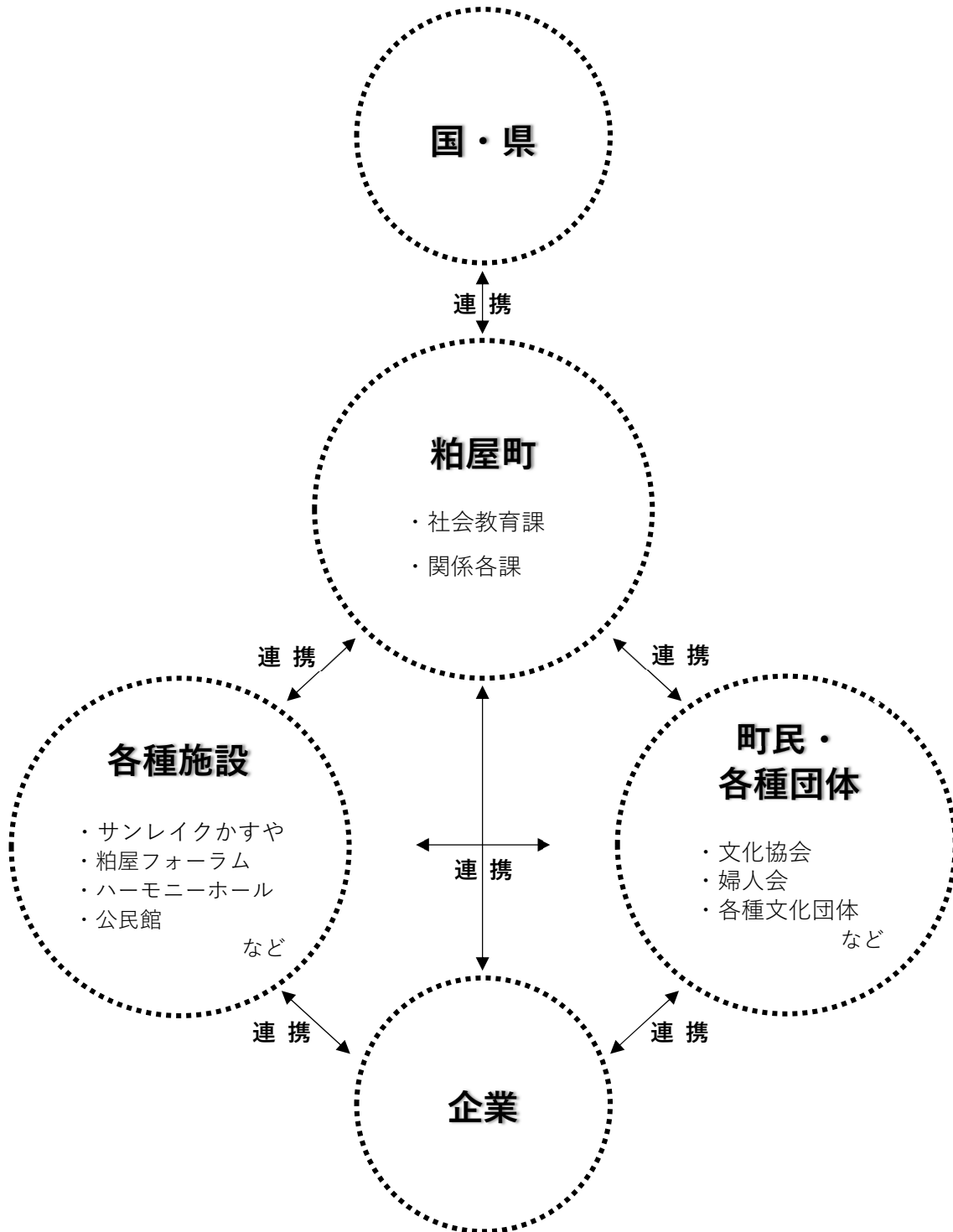
#### 取り組み例：

- 文化芸術活動を行う人材や団体等の情報のデータベース化
- 文化芸術活動を行う人材や団体等の交流機会の創出



## 第6章 役割分担と推進体制

文化芸術を広く町民に浸透させるために、町、各施設、各種団体などの役割を明確化し、下記の図のように推進体制を強化していきます。





# 資料編

## 1. 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号) 改正 平成二十九年六月二十三日

### 目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・  
第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八  
条―第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備  
（第三十六条・第三十七条）

附則

### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力あ

る社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、

並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に

応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための

基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における

文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸

術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

#### 附則（平成十三年十二月七日法律第四百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 2. 策定経過

### ■委員会設置要綱

○粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成29年5月26日教育委員会要綱第7号)  
(設置)

第1条 住民の文化芸術に関する活動の促進及び環境の整備を旨とした、文化芸術の振興に関する指針となる粕屋町文化芸術振興基本計画(以下「計画」という。)を粕屋町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が策定するため、粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。  
(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定その他計画の策定に関し必要な事項を協議する。  
(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による町民
- (3) 各種団体の代表者等
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了する日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第1回目の会議については教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償は、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年粕屋町条例第3号)の例によるものとする。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。



## ■委員会名簿

氏 名	所属
◎緒方 泉	九州産業大学 地域共創学部 地域づくり学科 教授
中村 孝史	社会教育委員選出
土井 彰	生涯学習センター館長
八尋 汕子	文化協会会長
永井 勝子	図書館館長
西村 美千子	婦人会会長
新宅 信久	社会教育課長
島添 多加子	公募
阿部 美也子	公募

◎ = 委員長



## ■委員会開催日時

<b>第1回</b>	<p>「第1回 粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会」</p> <p>日付：平成29（2017）年11月29日（水）</p> <p>時間：午前10時～</p> <p>場所：サンレイクかすや 会議室2</p>
<b>第2回</b>	<p>「第2回 粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会」</p> <p>日付：平成30（2018）年7月17日（火）</p> <p>時間：午前10時～</p> <p>場所：粕屋町役場 防災会議室</p>
<b>第3回</b>	<p>「第3回 粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会」</p> <p>日付：平成31（2019）年2月14日（木）</p> <p>時間：午後2時～</p> <p>場所：粕屋町役場 防災会議室</p>
<b>第4回</b>	<p>「第4回 粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会」</p> <p>日付：令和元（2019）年7月10日（水）</p> <p>時間：午後2時～</p> <p>場所：粕屋町役場 防災会議室</p>
<b>第5回</b>	<p>「第5回 粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会」</p> <p>日付：令和元（2019）年11月27日（水）</p> <p>時間：午後3時～</p> <p>場所：粕屋町役場 防災会議室</p>

※本計画の策定が始まった平成29年6月に、国の法律である「文化芸術振興基本法」が改正され「文化芸術基本法」が施行されました。

この施行に則して本計画名を「粕屋町文化芸術推進基本計画」としております。





---

## 粕屋町文化芸術推進基本計画

発行：粕屋町教育委員会事務局 社会教育課  
住所：〒811-2392  
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
TEL：092-938-0243  
FAX：092-938-3150  
発行年月：令和2年3月

---

表紙・裏表紙写真：大隈区在住 城戸博充氏